

(第一類 第一号)

衆議院 内閣委員会 議録 第十四号

(四〇〇)

昭和五十二年五月九日(月曜日)

午後二時三十五分開議

出席委員

委員長 正示啓次郎君
理事 木野 晴夫君 理事 近藤 鉄雄君
理事 竹中 修一君 理事 塚田 徹君
理事 鈴木 康雄君 理事 受田 新吉君
達沢 英雄君 大塚 雄司君
片岡 清一君 川田 正則君
中馬 辰猪君 津島 雄二君
塚原 俊平君 渡海元三郎君
中村 弘海君 西銘 順治君
藤田 義光君 湊 徹郎君
与謝野 馨君 新井 彬之君
市川 雄一君 玉城 栄一君
大内 啓伍君 中川 秀直君

出席國務大臣

國務大臣 藤田 正明君
(沖繩開發庁長官)
國務大臣 三原 朝雄君
(防衛庁長官)

出席政府委員

防衛政務次官 浜田 幸一君
防衛庁長官官房 互理 彰君
防衛庁防衛局長 伊藤 圭一君
防衛施設庁長官 斎藤 一郎君
防衛施設庁総務 銅崎 富司君
防衛施設庁施設 高島 正一君
部長
沖繩開發政務次 國場 幸昌君
官
沖繩開發庁総務 龜谷 禮次君
局長
沖繩開發庁振興 井上 幸夫君
局長

委員外の出席者

大蔵省理財局國 秋山 雅保君
有財産第二課長
自治省財政局調 小林 実君
整室長
内閣委員会調査 長倉 司郎君
室長

委員の異動

四月二十七日
宇野 亨君 補欠選任
塚原 俊平君 久野 忠治君
栗林 三郎君 上原 康助君
矢山 有作君 塚田 庄平君
同日
川崎 秀二君 補欠選任
久野 忠治君 宇野 亨君
塚田 庄平君 矢山 有作君
五月九日
宇野 亨君 補欠選任
内田 常雄君 川田 正則君
関谷 勝嗣君 大塚 雄司君
竹下 登君 津島 雄二君
増田甲子七君 西銘 順治君
市川 雄一君 玉城 栄一君
内海 清君 大内 啓伍君
同日
大塚 雄司君 補欠選任
片岡 清一君 関谷 勝嗣君
川田 正則君 与謝野 馨君
川田 正則君 内田 常雄君
津島 雄二君 渡海元三郎君

西銘 順治君 増田甲子七君
玉城 栄一君 市川 雄一君

同日
評任
渡海元三郎君 竹下 登君
与謝野 馨君 宇野 亨君

四月三十日

扶助料及び遺族年金の改善に関する請願(額野
栄次郎君紹介)(第三九六二号)

軍属託の旧特務機関員に恩給給付に関する請願
(甘利正君紹介)(第三九六三号)

同(越智伊平君紹介)(第三九六四号)

同(片岡清一君紹介)(第三九六五号)

同(瓦力君紹介)(第三九六六号)

同(齋藤邦吉君紹介)(第三九六七号)

同(塩崎潤君紹介)(第三九六八号)

同外一件(正示啓次郎君紹介)(第三九六九号)

同外一件(辻英雄君紹介)(第三九七〇号)

同(刀形館正也君紹介)(第三九七一号)

同(三池信君紹介)(第三九七二号)

同(小此木彦三郎君紹介)(第四〇四〇号)

同(大成正雄君紹介)(第四〇四一号)

同(奥野誠亮君紹介)(第四〇四二号)

同(金子岩三君紹介)(第四〇四三号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第四〇四四号)

同外一件(染谷誠君紹介)(第四〇四五号)

同外一件(永田亮一君紹介)(第四〇四六号)

同外一件(前尾繁三郎君紹介)(第四〇四七号)

同(村上勇君紹介)(第四〇四八号)

同外一件(依田実君紹介)(第四〇四九号)

根岸米軍住宅地のがけ崩れ防止策に関する請願
(草野威君紹介)(第四〇五八号)

五月二日

軍属託の旧特務機関員に恩給給付に関する請願
(青山丘君紹介)(第四一七九号)

同外一件(川田正則君紹介)(第四一八〇号)

同(小坂善太郎君紹介)(第四一八一号)

同(曾根益君紹介)(第四一八二号)

同(山崎平八郎君紹介)(第四一八三号)

同外一件(和田耕作君紹介)(第四一八四号)

同(始関伊平君紹介)(第四一九三三号)

同外一件(田中正巳君紹介)(第四一九四四号)

同(山下元利君紹介)(第四一九五五号)

同(野中英二君紹介)(第四一九六六号)

同(渡辺越三君紹介)(第四一九七七号)

同月四日
軍属託の旧特務機関員に恩給給付に関する請願
(足立篤郎君紹介)(第四三五六号)

同(石井一君紹介)(第四三五六号)

同(稻村佐近四郎君紹介)(第四三五六号)

同外一件(大塚雄司君紹介)(第四三五六号)

同(小坂徳三郎君紹介)(第四三五六号)

同(濱野清君紹介)(第四三五六号)

同外一件(福永一臣君紹介)(第四三五六号)

同外一件(藤田義光君紹介)(第四三五六号)

同(古井喜實君紹介)(第四三五六号)

同(山崎武三郎君紹介)(第四三五六号)

同外一件(有馬元治君紹介)(第四三五六号)

同(白濱仁吉君紹介)(第四三五六号)

同(瀬戸山三男君紹介)(第四三五六号)

同外一件(地崎宇三郎君紹介)(第四三五六号)

同(中馬辰猪君紹介)(第四三五六号)

同(二階堂進君紹介)(第四三五六号)

同(西村英一君紹介)(第四三五六号)

同(橋口隆君紹介)(第四三五六号)

同外一件(平泉涉君紹介)(第四三五六号)

同外一件(宮崎茂一君紹介)(第四三五六号)

同(湯川宏君紹介)(第四三五六号)

をするものではございません。

○正副委員長 この際、御報告いたします。

日本社会党、日本共産党・革新共同の委員に御出席方を再三お願いいたしました。御出席がありません。やむを得ずこのまま議事を進めます。

木野晴夫君。

○木野委員 いまの長官の話をまとめてまいりますと、集団和解方式で鋭意やっておりますのだ、こういうことでございます。法律はつくりたいのだ、私権と行政、その他むずかしい問題があるのだ、こういうことなんだ、こういうことだと思ひます。私の言うのは、沖繩に行つてまいりますと、なるほど権利が錯綜してございまして、むずかしい問題があるわけですね。そこで行政官庁が出ていって裁定しろ、こういうことを言つておるわけじゃないのです。私は、いまあなた方が集団和解で予算をとつてやつておるのだ、こういうことかと思ひますが、たとへばこれを五年間でやれということを書き添へて、法律に明定するだけで、それだけ政府の方向もまた力づけられるわけでありまして、現に沖繩に行つてまいりますと、長官の所管であります。全部県に委任しておるわけですね。県では少ない人数でむずかしい問題を昼夜を分かたずに苦勞しておる、こういう状況でありますので、私はこの際、法律がむずかしい、何がむずかしい、そういう点はあろうかと思ひますが、むずかしいければ勉強していただいて解決する、またむずかしい問題は現在在研究事項にしておくと、こういうことで結構です。やはり法律をつくつてやつていくのだ、こういう姿勢が必要じゃないか。そうすることによつて現地の担当者も相当仕事をしやす、また住民の方々も政府の方針がわかるということでございますので、三党案じゃございませんが、地籍明確化法案というものをこの際つくるのが、ちょうど五年間たつた。そこで、この際、過去の足らないところをさらにということでもうどういふときじゃないか、こう私は思ひます。であります。長官はその点どういふふうに考へておりますか。

○藤田国務大臣 おつしやいますように、地籍の明確化ということ、沖繩の方々にとっては大変重大な問題だと思ひます。ですから、われわれもいま集団和解方式というふうな方式をもつて一生懸命やつてまいりましたけれども、もうすでに御視察の結果御承知のとおりでございます。なかなか困難な状態もございまして、

そこで、いよいよこの辺で、沖繩の住民の期待にもこたえて地籍が明確化することが促進されるならば、そういうふうな特別立法もよろしいのではないかと、かように思ひますが、そこにはいろいろとむずかしい問題もございまして、漏れ承つております三党提案というふうな法案の中には、われわれとしてはなかなかのものがその中にあるのも事実でございます。その辺のことが解決するならば、地籍が明確化する方向に進むならば、私は特別立法も結構である、かように考へております。

○木野委員 それで、いわゆる三党案なるものが出ておるわけでありまして、これも地籍を明確にしたいという目的の法案でございます。そのうちには駐留軍用地の中も開発庁長官がやるのだ、こうなつておりました。私もよく考へてみたけれども、果たして沖繩開発庁長官が基地内に入れるのかどうかというふうな問題もございまして、そういう点、検討すべき余地があると思ひます。ございまして、考へ方として、この三党案につきましても、長官としてはどういう点が問題かと考へておりますか、その点を事務局で結構ですからお答え願ひます。

○亀谷政府委員 ただいま大臣からも明確化のための諸問題について付言があったところでございまして、私も社会党を初め三党の提案としていただいております明確化法案の内容として特に問題があるかと思つておる点は、次のところでございます。

まず、基地の内外を問わず、全般的に開発庁長官の所掌とされた上で、集団和解の原則をとつて

おられますけれども、最終的にどうしても合意に至らない案件につきましては、いわゆる行政裁定と申します。国務大臣としての開発庁長官の権限として、土地境界紛争のための最終的な行政裁定を行うことができる、こういう点が一点でございます。

なお、これに関連しまして、これらの行政裁定を行う上、これを合理的かつ円滑に行う補完手段として、紛争解決が確定する間、土地所有権者に係る権利の移動あるいは土地の形質の変更あるいは土地表示の変更等、万般にわたります、これに一定の規制をすることができるといふ点が第二点でございます。

それから第三点は、これらの集団和解ないしは行政裁定を補完するために、現在紛争地域内におきましても、その問題がございまして、これらの問題の中の一環として、いわゆる土地所有権相互間の権利の問題、あるいはまた補償の問題と申します。紛争解決の手段としての一般的な補償の問題、こういう問題について種々規定をされておるようには理解をしておりますが、これらの諸点につきましても、われわれ行政当局及び司法当局で数次にわたる検討を行いました結果、行政裁定の問題は、御案内のように現行の土地所有権の権利の確定が、民事法体系との関係もございまして、これを新たな制度として法律上行政裁定に係らしめるということには相当大きな問題がある、ということが第一点でございます。

また、第二点は、申し上げましたように、これらの行政裁定に係る補完的な手段として、土地権利者に係る権利相互の調整その他いわゆる許可制に基づく土地の利用制限の規定がございまして、これらも私も関係省庁と検討がございましたところでは、土地明確化のための行政的な作業の一環としてこれらの土地権利者に対する権利を制限するといふ規定については法的に相当大きな問題がある。

最後に、いわゆる一般補償の問題につきましても、事案の内容が複雑多岐ではございまして、

も、個々の土地権利者の関係におきましますところの補償全般につきましても、これを行政上の措置として取り扱うということについてはやはり問題がある。

非常に抽象的で恐縮でございますが、主要な問題点についてわれわれ行政当局及び司法当局の検討した結果についてだけ御報告をいたしたいと思ひます。

○木野委員 いまの総務局長の意見をずっと考へてみますと、一点にしばつて言ひますと、問題があったときに行政官庁が行政裁定、決定をするのは問題がある、理論的にも問題が多少あるし、また、実情にも問題がある、そういう一点にしばられると思ひます。ただ、私申し上げたいのは、現地に行つてまいりまして、現地の人たちは、できるだけお互いに話し合つてやつていこう、沖繩県人は非常に仲がいい、そうでありまして、そういうことで争いを好まない、それが困つておるのではありません。行政裁定を願ひたい、というのは最後の最後だと思ひます。行政裁定が、問題がある、問題がある、地籍の明確化に資さない、こういうことではございませうか。

○亀谷政府委員 お答え申し上げます。冒頭申し上げましたように、この問題は民事法体系との関連が一つございまして、所管としては当然法務省の御見解があるところでございまして、二点目は、いわゆる社会党初め三党提案も、最終目的としております境界紛争にビリホドを打つための明確化、確定という問題、この二点でございます。

私も承知しておりますのは、前段につきましても、現在の土地所有権の問題は、民事法体系上、これが争ひになった場合には当然民事訴訟の対象として紛争解決が図られる制度が現在あるわけでございます。もしこれに行政裁定という制度を入れますと、民事訴訟の道を閉ざすことは法体系上できないわけではございまして、いわば民事法上の訴訟体系と行政裁定というものが併存する、こういうことにならうかと思ひます。この場

合に行政裁定というものが民事法体系とどういう関係を持つのか、最終確定でないといふれば、それがどういふ形で民事法と調整されるのかという問題がありまして、私どもが理解をし、お聞きして、民事訴訟法上非常に問題がある、こういうふう聞いております。

第二点は、現在御案内のように、社会党初め三党提案でも、最終の境界紛争の確定は、行政裁定が仮にあって終結をしたとしても、最後には国土庁に参りまして、国土調査に準じた地籍の確定という行政確定行為があるわけでございます。この点につきましては、当然行政裁定の後における確定行為でございますが、やはり民事訴訟との関係もございまして、最終確定を見ないものについては、当然これを行政法上も、国土調査の一環として、境界の紛争がこれで確定し、登記の変更調整ができるというところには持っていきたい、こういうふうにも私どもは伺い、承知をしているところでございます。

○木野委員 いまの話聞いておきますと、理論的に割り切つてくると民事法体系とか何体系だ、こうなつてまいりまして、それでは沖繩の県民が困つておる問題に何の助けをやるのか、こういうような感じも受けるわけであります。ただいま話がありましたとおり、集団和解で一生懸命やつておるのだという点は理解しますが、問題になつておりますのは、非常に権利の錯綜したむずかしいところだ、何か役所の方で裁定なり助けなりしてくれないかということでございますから、私は沖繩開発庁としては、裁定までいかなくとも、何か知恵をくさす、力をかすということであつてしかるべきじゃないかと思つておられます。そういった点から、私は先般行きましたときに、防衛庁関係の方でございしますが、実は沖繩の地籍につきましましては公簿もなければそれを証する物証もない、しかしながら戦前の航空写真が出てきたのだ、それは偶然の機会からそれがわかつて、そうしてそれを取り寄せたところ、そういうのをものと

していまの写真と比べ合わせるとこれがこういうことになつてゐるんだ、そうすると、いや実はこういう主張をしてゐたのは間違ひだったというふうなことで解決の糸口になるのじゃないか、そういう資料が出てきたんだということを聞いたわけでありまして、そういう資料が開発庁と防衛庁の間で相談し合ひますと利用できるわけでありまして、また、県とかそういう方でも資料として使えばいいわけでありまして、そういうふうな客観的な物証といふ資料が出てまいりますと、それを活用すると申しますか、そうして政府なり官庁なりが決定とまでいかなくとも意見を言つてやる、ないしはもう少し強い勧告、指示ができる、してやつていいのじゃないかというふうなことも研究事項じゃないか。ところが、いまのような話で、これは民事がむずかしいんだ、私人間の争ひだというふうなことでは一歩も出ませんので、そういう点について私は、開発庁長官におかれましては、この際行政官庁で手助けできる範囲で手助けする、勧告とかまた意見とかいろいろ考えられるのでありますが、そういうことをするべきじゃないか、こう思ふのでありますが、長官、どう考えますか。

○藤田国務大臣 おっしゃいますように、あらゆる物的な証拠なりそういうふうなものをそろえまして地籍の明確化を促進しなければならぬことはそのとおりでございますし、また、おっしゃいますように行政裁定ということになりますと、なかなかむずかしい点が生じますけれども、意見を述べ、より強い勧告をすることができるといふ点ならば、限度いっぱいであつたとしてもできるのではないかと、かように思つておられますが、なお関係省庁とその点では詰めてみたい、かように思ひます。

○木野委員 いま長官から話がありました、この点は、よつぽと長官としては枠を踏み切つたというくらいでやつていただいてようやく現地の方がやつてゐるな、こういうふうな感じだと思つただけであります、非常にむずかしい問題がありま

すので、十分に検討して、そうして、どうも県任せ、開発庁は県に任しておる、県の人々が苦労しておるというふうなことだと思ひますので、大蔵省はもとより関係各庁等十分に警励してこの問題が少しでも前進できるように、そうして、從來どおりやつてゐるのだから、集団和解をやつてゐるからといふことではなくして、さつき私が言つたとおり、五年間でやるんだといふことを法律に書くだけでも一歩前進する、そして三党案が出てゐるのでありますから、こういう点を取り入れていくというふうな考え方であつていただきたいと思つておられます。

それからもう一つ、現地へ伺つたときに、実はこの点が隘路になつてゐるんだ、といふのは、つづれ地の問題といふのを聞いたわけでありまして、つづれ地といふのは一体何だと聞きましたら、これは道路になつておるんだ、地籍が明確化しておらないので実は払つてないところもあるんだといふことで、沖繩復興のときに、まだ完成してありませんが、国道と県道については対策をいろいろ考えたが、里道といふのがあつた、また農道があるんだ、市町村道についてはどうするか、まだ決まつておらないんだといふふうな問題があつたわけでありまして、こういうのは早急に調べて、そうしてそれに対して国の払うべきものは国が払う、市町村、地方公共団体が払うべきものは地方公共団体がそれに対して対策を講ずるといふふうにする必要があると思つておられますが、こういう補償の問題、これについてお考えを聞きたいと思つておられます。それは里道だけ、道路だけではないに、河川についてもありまして、その他いろいろあると思つておられますが、どの程度調べておられるのか。また、こういったことしか調べておられないなら怠慢だと思つて、これを早急に調べて、それに対して適切な措置を講ずる、こういう考え方が大事じゃないか。現地でつくづく考えたのでありますが、この問題につきましまして長官の考え方を伺ひます。

○井上政府委員 お尋ねのとおり、沖繩におきましては、十分な社会資本施設が、その土地が公有になつてゐない、いわゆる沖繩の言葉でいいますつづれ地といふのは相当数ございまして、その中で一番多いのは、市町村道を初めとした市道、県道、国道、主要な道路の土地が公的所有になつておられます。このように道路の土地が公的所有となつておられます問題につきましては、政府としておきまして、四十六年の九月に閣議決定をされました復興対策要綱におきまして「実態を調査する、必要に応じて適切な措置を講ずる」という旨の決定がなされております。これに従ひまして、政府といたしましては四十七年度から六十年の予定で、累計四億一千百万円の調査費を投入いたしまして市町村道についての実態を調査中でありまして、おおむね本年度末にその調査を終了いたします。

いままでの調査結果は、一部中間報告でございすけれども、いわゆる市町村道つづれ地につきましましては発生原因がいろいろございまして、一般的に言われておりますのは、旧日本軍がつくつた道路、それから米軍がつくつた道路、それから市町村が独自の判断でやつた道路といふこの三つになるようでありまして、それから分布の地域的範囲を見ますと、全県下五十三市町村のうちで四十二の市町村についてそのようなつづれ地があるという報告を受けております。ただ、その市町村の中には戦前の公団公簿がそのまま残つておる地域がございまして、必ずしもいわゆるつづれ地問題が直ちにその地籍との間には因果関係はないと考えられる面もございまして、

いづれにいたしましても、われわれといたしましては、市町村道といふもののでき上がった経緯がいろいろございまして、これをいかなかに割り切つて物を考えるといふことがなかなかむずかしいところがございますけれども、調査が終了した次第、おっしゃる通りに公的所有に移すべきものは一定の基準に従つて公的所有に移すということ、を具体化してまいりたい、さうして考えております。

○木野委員 三党案にはこの補償につきまして個別に挙げておるわけでありますが、いま井上局長から話がありました、早急に調べて、そうしてそれに対してしかるべき措置を講ずるというふうな配慮が必要であり、またでき得べくんば、それを法律に書くというふうなことも検討してもらいたいと思うわけであります。

そういって点から地籍の問題を見てまいりますと、基地内につきましては私見たのでございしますが、基地内につきましては、その上に権利関係がないわけございまして、地籍がはっきりすればその作業もしやすいというふうな点もうかがわれるわけであります。現在、形は変わっておりますが、さきにしました航空写真、こういってものを利用していけば、私は基地以外よりも作業としましては進捗するんじゃないかと思うわけであります。

それで、防衛庁長官にお伺いしたいのでありますが、実は後ほどまた質問いたしますが、米軍の基地につきましても大きな問題がございまして、いま地籍明確化につきまして開発庁長官についていろいろお尋ねしてまいりましたが、基地内は私は開発庁長官では歯が立たぬ、これは防衛庁長官がやっていたということであると思ひます。それから防衛庁長官が、先ほど申しました航空写真、そういったものを見つけてきたのでございしますから、これを利用してやりますと基地の外よりもやりやすいと思うわけであります。これを鋭意努力してやってみようと思ひまして、大体どのくらいでできるのか、見通しと申しますか、それを精力的にやっていたら、沖縄でこの基地の問題がいろいろありますが、その場合、地籍が確定しておらないので、それで米軍が適宜面積に応じて割り当てて、そうして地代の支給は支障ないが、実は地籍はその場所が果たしてどうかという問題があるんだという問題がございします。で、私は、地代を払うのには支障ないだけで済まされないの、やはり基地内も地籍を明確にするということがあると思ひます。しかも、基地外よりも私は条件がやりやすい、こう思うのであり

ますが、どの程度の期間でこれができるか、そういった見通しをお聞きしたいと思ひます。

○斎藤(一)政府委員 いま基地の中の位置境界不明確地についての見通しについてお尋ねでございますが、御指摘のように、基地の中で土地の位置境界が不明確であるためにいろいろ困難な問題がたくさん出ております。しかもその位置境界が不明確な土地は基地の中ではほとんど大部分を占めておりますので、これを明らかにすることに、よって所有者に対しても便宜を与えますし、あるいは返還になった場合の有効な土地利用方法を打ち立てる足しにもなる。もう一つ、私も政府の者としては、この五月十四日で期限が切れる暫定使用法の期限が来た場合の後の手当てをすることにもなるというふうなことを考へておるわけでございます。元来、沖縄復帰の時点から位置境界を明らかにする努力をしようというところで、四十七年度には、まず足がかりとなる調査を開始しております。それから、四十九年度からはかなり予算がつきましたので、市町村界、字界、道路、河川、石垣の物証といったようなものを明らかにした地図。それから、先ほど御指摘がありました米国防省にございした戦前の空中写真、これは四十九年にたまたま手に入れたわけでございますが、それと現在の空中写真と比較することによって大変有力な手がかりが得られるといったことでございまして、五十一年度では、かなり位置境界の明確化の事業を進めております。

そういうわけで、今後五十二年度以降も大いに努力すればこの位置境界不明確地の大部分が三年あるいは五年で明らかにすることができるとは思ひます。これは現地に於いて作業に当たっております者が相当自信を持って答えておりますので、いままでやってきた仕事の手ごたえからそういう感覚を持って、自信を持っておりますので、そういう見通しでこれに臨んでいけるのではないかと、いふふうに考へております。

○木野委員 精力的にやれば三年または五年でできる見通しだということですが、この問題は

は本当に力を入れてやるかどうかということにかかっていると思ひますので、ちょうど物証も出ておりますからしっかりとやっていたきたいと思ひうわけであります。

ところで、いま話の出ました沖縄復帰の際に米軍の基地をば暫定使用したわけでございます、五年を限って。それが五月の十四日になるわけでございます。それから質問するまでもなく、五月の十四日、このままで法律が切れてしましますと法律のない状態になるわけであります。これは受け取る方が金ももらえないというふうなこともありませんが、それよりむしろ、そういう法的根拠なしに土地を使っておるということになりますので、こういった状態は絶対に避けなければならぬ。特に立法院としてこういった法律の空白を漫然とつくと、そういうようなことでは、私は立法院の一員といたしまして大きな責任であると思ひうわけでありす。

それで、この沖縄復帰の際五年となりましたが、問題点を整理いたしますと、あのときは暫定的であつた、だからあれでよかつたが、五年たった今日としましてはもう少し手続を正確にしたらどうだというふうなことで防衛庁の駐留軍用地の法案ができていこうと思ひます。しかしながら、今日、きょうは九日でございますが、これで衆参となつてまいりますと、時間が非常に切迫しておりますので、私は暫定をもうあと五年延ばすというふうなことも一つの案ではなからうかと実は個人的に考へておるわけでございます。

ただいま施設庁長官の話にありました三年または五年たてばできるというのを聞きましたので、ちょうど五年といふことではないのかと思ひます。私は、この際に防衛庁長官にお聞きしたいのでございしますが、日本とアメリカの間では安保条約が結ばれております。賛成、反対の意見もいろいろあるのは私も十分承知いたしております。しかしながら、安保条約が結ばれて、そうして条約が結ばれておる限りにおいては、言うべきことは言

うとともに誠心誠意これの履行に当たるといふことが必要ではなからうか。したがひまして、法律のない状態では地が使用されるというふうなことになる、何が起ころうという問題は、単に事件が起ころう、何が起こるといふようなことは別といたしまして、条約を結んでそういう状態が起ころうということは絶対に避けなければいかぬと私は思ふのでありますが、防衛庁長官のこの点についての考へ方をお聞きいたします。

○三原国務大臣 お答えをいたします。

沖縄におきます基地の法案につきましては、政府が提案をいたしておるのも、いま先生御指摘の点からであつたわけでございます。私も政府が提案をしております沖縄基地使用に關します特別措置法、そしてそれと同時に、社会、公明、共産から地籍明確化の法案が出てまいりました。したがって、この国会におきましては、政府提案もございしますが、野党の三党から御提案をなさつております地籍明確化の法案も一緒に皆さん方御審議を賜つて、政府といたしまして、この際は先生の御指摘のように、沖縄の県民将来に希望を持たせる、そういうおこたえをするという姿勢が必要である、そういう立場から、この野党三党から出ております法案、それから民社党から御支持いただいております法案等を調整をして最終結論をお出し願ひたいと、委員長を初め委員会にお願ひ申し上げておるのが今日までの私どもの姿勢でございます。したがって、いま先生が御指摘になりましたように、暫定措置法でございますが、暫定措置法につきましては、実はあくまでも沖縄のあの返還という早々の時期におきます暫定措置法でございますから、でき得ますれば政府提案のようないつての基地内の地籍も明確にし、そして使用もお願いをいたしたいというふうな法案を出したところでございますけれども、先ほど私が申し上げましたように、せっかく現地の希望を踏まえての各政党の御意見もございします。したがって、私といたしましては、重ねてよく申し上げるようでございますけれども、政府案というふうなものを

調整して、最後の結論を出していただきたい。したがって、五月十四日が御承知のように期限でございます。その間にそうしたことのでき得ますればということで過去十日間くらい、委員会を中心にして理事さん諸公で御審議を賜りました。そして今日まで来ておるわけでございます。しかし、物理的に考えてまいりますれば、政府が出しております法案を中心にして成案を得るというのはなかなか時間がかかりそう。それにはやはり、私はいま御意見のように、現行の暫定措置法の五年間の延期を含めて最終調整ができて、結論をさせていただきますことにはありがたいというような考え方でおるわけでございます。委員長初め委員会の御審議の結果をぜひ期待をしながら、現行法の暫定措置法の単純延長でも五年間やっていたことができればまことにありがたいというものが、私のお願いでございます。

○木野委員 この問題を論じてまいりまして、二点に問題点がしぼられる。一つは米軍の基地の使用でございます。それとともに、民生の安定を図るためにその根本の地籍の明確化をこの際強力に進めたいということでございます。当初政府案は、駐留軍用地について云々と出ておりましたので、それでは民間の付近はどうなるのだというところがすぐにびんと来るわけであります。ところがこれについても一生懸命やっているのだということを開発庁長官からお聞きいたしました。それならば非常に結構だと思ふわけであります。そしていま三原長官から話があったが、私たちも根本的には大体意見が一致すると思ふわけであります。そういう目で見えてまいりますと、三法案といえますもの、それ以外に新自由クラブからもまた民社党からも案が出ておるのを聞いております。いずれもこの地籍の明確化をやつてみたいという気持ちだと思ふわけであります。私はこの際、地籍明確化につきまして、ちょうど五年たったときでありますから、やはり法律をつくる、さつき申しました五年間でやるのだということだけでもいい、基本法だけでもいい、そしてでき得べく

んば実施法もできるだけ取り入れる、行政裁定がいかなかつたならば、それをするに一番きりぎりす切、こういうふうにしてひとつ沖縄県民にこのとおりやっていると、やるぞというところを示す、またそれに当たつておるこの担当者に力づけになるようにする、このようにこの際法律をつくるべきだ、このように思つておるわけであります。各党からもそういう空気がありますので、私はぜひともこの際そういうものを突らせた、こう思つておる次第であります。

なお、むずかしい問題がいろいろありますが、航空写真が出てきたとか、また故老の生きておる間にという制約もあると思ひますので、この五年間、精力的にこの仕事を進めていくということはすべての基礎になる、基本になる、このように思ひますので、このことを重ねて両長官にお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○正示委員長 続いて、鈴切康雄君。

○鈴切委員 委員長、提案があるんですが、一つは、私も公明党は、この地籍明確化に対して慎重審議をするというところは、審議を拒否するということとは私も考えておりません。そこで問題は、社会党と共産党が現在入っていない状態における不平等な審議に対しては私は問題があると思ふのです。特に御存じのとおり、いま現在提案されているのは、政府の基地確保法案、そしてまた社会党、公明党、共産党の三党共同提案にかかわるところの地籍明確化の法案が出ています。その中において、社会党と共産党が入っていないというふうな場所において審議をするということ自体、非常に問題を残します。そこで私の提案というのは、もう一度やはり委員長のところにおいて、少なくとも社会党と共産党にこの委員会に入つていただくような努力をしていただきたいというふうなことは私に提案をしたいと思います。自民党ということになれば、当然次は社会党です。社会党もしないのに、私どもが中に入るということもやはり問題が残りますので、そういう

う意味において御努力をお願いしたいと思います。

○正示委員長 受田君。

○受田委員 いま審議の過程で鈴切理事から発言があったのですが、鈴切理事の発言は非常に責任のある立場からの発言であると思ひます。社会、共産両党がもう一度こゝへ委員長の誠意を尽くした要請によりまして審議に参加してくれるように、三十分でも時間をとつて全力を尽くしてやう。もう、こういう努力をしてもええないか、私もいまの鈴切理事の発言に共感を呼ぶものがあります。この委員会の審議をしっかりと守り通すという熱情に燃えた発言でありまして、それを成功に導くための前提にいま一度の努力をしてほしいという発言、非常に貴重な発言と思ひます。

○正示委員長 ただいまの鈴切康雄君並びに受田新吉君からの御提案、委員長といたしましては、私もともに存じますので、重ねて事務当局をして両党の委員の御出席方を強く要請いたしたいと存じます。しばらくこのままお待ちをいただきましたと思ひます。先ほどの鈴切康雄君、受田新吉君、両君の御提案により、直ちに委員長代理として竹中理事が、日本社会党、日本共産党、革新共同の委員に当委員会への出席方を御願ひに参りましたが、いまだに御出席がありません。やむを得ず、このまま議事を進めます。受田新吉君。

○受田委員 政府は、今回の沖縄の基地に関する法案につきまして、特に地籍の明確化という点にこれまでどのような努力をされたか、まずこれを伺いたいと思ふのです。

私たちの党では、すでに昭和四十六年十一月三十日に、沖縄及び北方問題に関する特別委員会が質疑応答におきまして、当時の山中国務大臣とわが党の門司亮議員との間におきまして、この問題にいち早く強烈な要求をしておりました。政府は十分御記憶であると思ひますが、祖国復帰の大事な時点におきまして、沖縄県民の強い要請である地主、土地の所有者に対する地籍明確化、これが何より大事な当面の問題であるという提案がされております。わが党のこの強い主張に対しまして

どのようなその後における扱いをいたしましたか、この点についてまずお尋ねをいたします。

○斎藤（一）政府委員 基地の中における土地の位置境界の不明確なもの、を明らかにすることは、いまお話がございましたように大変重要なことでございまして、沖縄が復帰した時点でもいまだお話のように大変論議があったところでございます。

そこで防衛施設庁では、基地の中の位置境界不明確な土地について四十七年度復興の時点においてはまず足がかりとなる調査を開始しまして、それから昭和四十九年になりましたからは予算が認められたのでございまして、そういう予算を活用して、市町村界、それから字界、道路、河川、石垣のような物象、そういうものを明らかにした地図を作製いたしました。そしてそれに戦前の航空写真、これは昭和四十九年に米国防省にあったものをたまたま手に入れましたので、そういう戦前の写真を入手して、そして地図の作製を本格的に始めたのでございます。

そういった作業を昭和五十一年度までに続けてやつてまいりまして、位置境界明確化事業を必要とする六十の防衛施設のうちの四十五施設について、それからもう一つ、防衛施設庁の任務にまつております復興後の返還施設の二十九の区域につきまして境界測量をやり、空中撮影を面化する、あるいは図上で所有者が協議をするというふうなことをやり、復元測量を実施して鋭意地籍の明確化に努力してまいつておるわけでございます。それからまた、五十二年以降も引き続き計画的に実施して積極的にやつていくという考えでございまして、これに要する予算も五十二年に計上してございまして、今後とも以上申し上げた努力をさらに積極的にやつていきたいというふうに考えております。

○受田委員 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律、いわゆる暫定使用法なるものは、昭和四十六年暮れに成立しております。この法律ができるときに、政府はこの法律は五年の期限つきであつて、さらにこれを延長する意思がないとい

う答弁をされていることを御存じでございます

○三原國務大臣 御指摘の点、よく承知をいたし

○受田委員 五年間に必ずこの法の趣旨に沿うた措置をする。第四条には現状回復の義務の規定もあるわけでございますが、この五年間に初め約束をされたことをどのように実行されましたか。

○斎藤(一)政府委員 公用地暫定使用法ができた当時、つまり沖繩復帰の時点で基地の土地を所有されておられる方が約三万人近くございまして、その中で契約に応じていただけない方、これが約三千件ございまして、契約に応じていただけない方については、これは暫定使用法の適用をまたずして御納得いただいておりますが、この約三千人の方については暫定使用法の適用という事態で措置してまいりました。先生御案内のように、第一条に、これは極力契約によって相手の御納得をいただいて土地を使用するようにしないという規定がございまして、自來私ども鋭意所有者の御了解、御理解を得て、そしてなるたけ契約化するという努力をやってきたわけでございます。その結果今日までに三千人のうちの相当数が契約化していただきまして、四月一日現在では約四百二十件の未契約者が残っております。

そういう観点から、私どもは公用地暫定使用法の暫定使用ということをやつて努力を鋭意やつてまいりましたけれども、遺憾ながらまだ四百二十件ばかり残っておりますが、これに対する措置が御納得がいただけない場合には、五月十四日の期限が来ると大変困った事態になるという状況でございます。私どもとしては、もっぱら三千件の数を減らすことに大変な努力をしてきたつもりでございますので、その点を御了解いただきたいと思ひます。

○受田委員 私はこの問題については政府の怠慢も手伝いをしておられるのです。したがって、今回お出しただいておる政府案、この沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案を拝

見をいたしました。特に疑義を感じるものは、第三章

の土地の使用の特例でございます。土地の使用の特例の第十六条「公用地暫定使用法第二条第一項

第一号に掲げる土地」これはいまの暫定使用法に詳細に書いてあるわけでございますが、その土地で「引き続き駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供し

ていけるものを昭和五十二年五月十五日以後引き続きそれ駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供する必要がある場合において、その土地をこれらの用に供することが適正かつ合理的であるときは、この章の定めるところにより、これを使用することができ。それにただし書きもあるわけでございますが、そして十六條から十七條、十八條の使用の公告、意見の申出、二十條の使用の認定、二十一条の防衛施設中央審議会への諮問等がずらりとここに並んでいるわけです。この並んでいる規定というものをちょっとたださなければならぬ。これは政府の説明によりまして、いろいろなところでいま説明をしておられるわけでございますが、この規定は二月十五日から適用されるという方針で出されたものでございまして、

○斎藤(一)政府委員 いまお尋ねの政府提出案の第三章の土地の使用の特例によりまして、いまお述べになった十六條以下のところにいるる公告の期限だとか意見の申し出の期日だとかがございまして、この手続をとるとすれば、どんなに急いでも三カ月かかるというふうな計算できるわけでございます。そこで、この法案を出した時点では、五月十四日から逆算しますと、多少弾力性がございまして、二月の十五、六日ごろまでに御審議いただいて成案になるというところがなければ、この第三章の規定が働かないというふうに思っております。提案当時から、いろいろ国会の御都合その他ありだということとは重々承知でございますが、そういう法案の性質になっておりますので、早期御審議をかねがね御希望申し上げておたつたわけでございます。

○受田委員 大体三月の間に使用の認定申請、予定土地の区域の公告その他をやる。大体三月かか

る。三月かかるということになると二月十四日あ

るいは五日までにこの法案は通っていないければ

ならない。それが、政府提出がことしの二月四日である。そして、この委員会が提案理由を藤田長官が御説明になったのが四月十九日である。そして、

○斎藤(一)政府委員 いま御指摘の点は、まことに今日となりますと遺憾な形形で、御指摘のとおりでございますが、私も政府原案をこしらえた過程において、どうしても二月十五日までに必要であるということが予想されましたので、いまから過去のことを申し上げてなつたわけでございますが、前の臨時国会にぜひ御審議いただきたいという御提出し、それが成立を見ないまま今国会になったわけでございます。今国会においても、いろいろ予算その他重要な案件がいろいろある重々承知しておりますが、何とかして二月十五日までにお願ひしたいという切なる希望のまま政府案を出したわけでございます。

○受田委員 三原防衛庁長官、またこの問題は沖繩開発庁長官も関連のある問題でございます。から、政府提案の法律案を、もうだめになるような案を繰り込んだやつをおくられて国会で審議をしてほしいなどという行き方は、これは立法府に対して失礼でもあるし、政府もはなはだ不用意であると思ひますが、いかがですか。

○三原國務大臣 御指摘のとおり、私は率直にその御意見につきましましては、そのとおりだと申し上げざるを得ないと思ひます。私自身この法案を二月初めに出すという時点において、この法案は審議をして実際に現地に於いてどういう施行をやるかということになると、先ほども御指摘がござい

ましたが、三カ月はかりましよう、こう言うわけです。そこで私といたしましては、もつとぎり

ぎり詰めていけばどうだというところまで実はたまたした時期もあるわけでございます。した

が、また内閣委員会におきまして、何とかひとつそういう法案でございまして、事態は意のことも申し上げたわけでございますが、事態は意のごとく進みませんが、野党からもぜひひとつ法案を出したい、それが出るまでひとつ審議を見合

○受田委員 この法案をこの時点で政府原案のとおり通すとすると、一つの問題が起つてくる。どういう改め方をしなければならぬか御答弁を願ひたい。

○三原國務大臣 この点は私も本会議において受田先生のような御指摘を受けたのでございまして、したがって、私、政府の提案者としてお答えをいたしましたように、政府が提出しております法案、そして各党からお出しただいておられる法案というふうなものをぜひ調整をして、沖繩の将来のことを考えながら、特に県民の民生というふうなものを考えながら、何とかひとつ審議を願つて調整をしていただき、解決点を見出していただくというふうな御答弁を申し上げたとところでございまして、そうした心境で今日でもおるわけでございます。よろしくひとつお願いを申し上げ

げたいと思うのでございます。

○受田委員 法律の形態の上で問題が出てくるわけですが、これをそのまま通した場合、この原案をそのまま認めるという場合の新しい条項が必要ではないか。

○斎藤(一)政府委員 先ほどもお答えしましたように、第三章の規定が十分に活用されて効力が生ずるまでは三カ月、これを大いに詰めてもやはり二カ月余かかるといふ考え方の規定でございますので、これが仮に五月十四日の時点において法律として成立した場合に、二月ないし三月の間隙ができるわけでございます。その点をたゞいまの政府原案に対して修正を施しておかなければ、十五日以降二月ないし三月の間空白状態ができるという法案でございますので、何らかの修正を要するといふことが法的な条件になります。

○受田委員 三原長官からも大変申しわけないかつこうになっていることを自認していただいておりますのでございますが、私たちの国会の審議というものを対しては、常にその法案の成立の見通し等も前提にして、その時点で合うような法案としてこれを提出しなければならぬ。その意味におきまして、二月十五日までは通っておられなければいけぬような法案をいまごろ審査するやり方は、今後絶対にかかる過ちを繰り返さないように私から強い要請をいたしておきます。

そこで、私たち内閣委員のメンバーで四月、時間をかけて沖縄を視察いたしました。長い占領下で御苦労された沖縄県民各界各層の皆さんの要望も承りました。地方自治体の責任者たちからの御要請も承りました。長い占領下よく耐え抜いてくださった、戦争の痛手を最も多く受けられた沖縄県民に対しては、あらゆる角度から、ある意味におきましてはその穴埋めをするためには、余分の力を発揮してお手伝いしなければならぬのが沖縄県に対する日本の政治です。おくれを取り戻して、むしろおつりがあるくらい愛情のある政治が沖縄県政の上には必要であると思うのです。その沖縄県民のあの戦争の痛手、余りにも大きく受

けた方々に対する措置として、われわれなお戦後が終わっていない感じを受けた先般の沖縄県の視察で、この駐留軍あるいは自衛隊の用地の中でまず何よりも大事なことは、この地籍を明確化しておかないとその次の措置ができない。その地籍の明確化という点がどれだけ進んでおるかという点を感じたのです。いまのお話で相当進行しておるということですが、なお三千の問題の地を抱えておる。この沖縄の問題が解決していない地域に対する今後の処理をどうしようとしておるのか、これを伺いたいのです。

○斎藤(一)政府委員 たゞいまの御質問の趣旨を正しく理解したかどうかと自信がないのでございますが、基地の中については、先ほどもお答えしましたように、未契約のところは四月一日で四百二十件ばかりでございます。契約に際していただいた方の土地も、まだ位置境界が不明確なところがたくさんございまして、そういう意味ではすでに契約していただいております地主さん方も、その土地を分筆することも合筆することも、あるいは転売することもできないという大変な不便を感じていらっしゃる。それが基地の中の土地を持つていらっしゃる地主さん方の大部分の非常に不便を感じておられるところでございます。経済生活、社会生活をおやりになる上いろいろな御不便であるといふことを私も十分承知しておりますので、先ほど先生から御指摘があったようにまだまだ及びませんが、過去においても、法律がなくともできるだけの措置をやったわけですが、今後この地籍明確化については一層努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○受田委員 私ここであえて指摘したいのです。政府、特に沖縄の防衛施設庁の機関は、これらの問題地に対する集団和解方式の手だてをもつて解決に当たってこられた、これは私一応筋が通ると思えます。集団和解方式でなおかつ解決しない問題地、これをどうするかというところに問題があるわけなんです。私たちが現地を見ました、話し合いの中で、最後にどうしても話し合い

に応じない方々がある。この方々に対する措置をどうしようとするのかを伺いたいのです。

○斎藤(一)政府委員 私どもが考えております集団和解方式というのは今日の日本の土地私有制度、私有権を認めた上での一番いい方法だといふふうに私どもは考えておりますが、ただ一点、いま御質問のようにどうしても和解に応じない方がございまして、これについては過去の実績から見まして、なるだけ対象地域を細かく割りまして、そして集団和解をするグループの数をなるべく人数にして、そうして進めることによつて一人が反対しておることによる影響の及ぶ範囲を少なくする、なるだけ小さくすることに、一人が反対したためにいつまでも解決しないという悪影響を受ける地域の広さを少なくするという努力をしております。そういう事実上の努力と同時に、基地の中では過去三十年間所有者がこれを占有したという実績がないものから、そういう意味合いで、先ほども申し上げたように戦前の空中写真などとかあるいは物証とかそういうものを採ることによつて、反対しておる人が納得する物理的な根拠を発見して御納得いただくということが可能であるというふうに私も考えております。基地の中では地理的、物理的な位置境界を明確にすることに、その他の錯綜した権利関係が幸いございせんので、そういう努力をすることに、よつて反対しておられる方も最終的には御納得いただける、あるいは故老の言もよくお聞きいただき、物証をごらんいただいて、そして集団和解方式で解決できるというふうに思っております。

○受田委員 私たちが現地を見まして、これは戦争のときはえてしてこうなるのですけれども、占領軍が占領政策を遂行するために見境もなく土地をいろいろに手直しをしているわけです。私が拝見したところでも、かつての桑田変じて滄海となつていふところもある。また滄海が土地になつていふところもある。かつての公道、私道、そういうものの、河川等が見境なく整地されておるというよ

うなあらゆるケースの現地を見ました。これらの地主の方々、またそこを使用している方々がいかに不安を持て今日までたどつてこられたかがよくわかるわけです。これらの方々に対する愛情ある措置といふことで、私たちは何とかみんんで、ある意味ではもうお互いの党の立場を乗り越えて、沖縄県民のために超党派でこの問題の処理に当たろう、こういう沖縄県民に対する強い愛情を持ってこつちへ帰ってきました。そして自來私たちが熱心に、かつて昭和四十六年の十一月の国会の発言、門司委員からの提案をその後において明確化するために、このたびはすかつとした答えが出るようにしたいと今日を迎えておるわけです。

そこで、いま地図その他、また四十九年からは国防省にあった当時の航空写真等でも参考に新しい地籍明確化に骨を折っているんだ。私も現地でそれを見ました。そういうことでもおおよそ片づくと思つてございまして、それでも片づかないときはどうするの。また政府原案によつて、第三章を拝見しても期限切れがないのです。いつまでこれが続くかという使用の終点がない。これは一つ問題があるのです。使用の終点がない。地籍の明確化の終点が定かでない。地籍が明確化されて初めて次の措置ができるというこの大変大事な作業に対する終点のないような法案であるといふところに私大変な不安を抱いておるのです。これはどうでございましょうか。

○斎藤(一)政府委員 いま御指摘の第三章による土地の使用の特例は、まさに形式的には何年という年限を区切つてはおりませんが、この特例は、いまお尋ねがございましたように、地籍が明確化すれば、それでもう特例の適用が直ちにやむ仕組になつておりますので、地籍の明確化を精いっぱい努力をするといふところに問題点がございまして、地籍の明確化の努力を急げば急ぐほど第三章の土地の使用の特例といふものの適用期限が逆に短くなる。長くなる場合も御指摘のように大変心配なところでございますが、努力すれば早くなることもあり得る。そういう意味で、誠心誠意こ

いう特例を早く適用しなくて済むようにしたいというのが原案を立案した私どもの考えでございます。先生御指摘のように年限がないので無制限ではないかという御指摘は、まさに形の上ではそうなるのでございますが……。

○愛田委員 形の上ではそうなるというの不安な点で、これはこの時点までにやる——すでに暫定使用法のと看も、これは延長することはありまじとあれだけ政府当局から強烈な御答弁があったにもかかわらず、事実問題としてはこの期間中にこれが処理されていない。そういうことで努力をして五年間のうちにこれを片づける、そういう目標をすかつと置いて、あらゆる努力を払って終着駅に早く着くような配慮が要すると思うのです。この点について期限なしの法案を出しになっていることに非常に不安を感じて、こういうものは常にちゃんと目標を置いて、それまでにやるんだという決意が要すると思うのですが、三原先生もその点についてはいろいろと苦勞されておられると思います。こうした大事な仕事は、もう戦後三十年たつて大変な苦勞の上に今日を迎えた沖縄県に、まだこれから無制限な期限なしの措置があるかと思うと、これは大変不安です。もう当時二十歳の青年もすでに今日は五十歳を超えておる。五十歳の方はもう八十歳、余命幾ばくもない方が不安にさらされておられる。法案は国務大臣が責任を持ってお出しになっておられるので、三原先生が法案の提出責任者としてこうした無期限の法案を出したことに對する御答弁をお願いしたいのです。

○三原國務大臣 先ほど斎藤施設庁長官が御答弁をいたしました、私も大体五年というふうな一つの目標を立てながら皆さん方の御審議をお願いしたい、腹組みはそういう腹組みでおるわけでございます。それよりも短い期間にそういう措置ができるように努めてまいりたい、そうした希望なり姿勢を持ちながらこの問題と取り組んでいく考え方であつたわけでございます。

○愛田委員 腹づもりは文書に書かぬと明確でないのです。腹づもりというのは、腹の減りぐあいでは幾らでもまた事情が変わってくるのです。腹づもりとそれからすかつと文書の上に期限を切るというところは違ふのです。政治というのは腹づもりでおおよそまかされる危険がある。やはり法律の上に明確に期限を切つていかなければならぬということでありませう。

ちよつとここで関連して尋ねるのですが、沖縄開発庁長官は、社会党、公明党、共産党三党で御提案になっている法案の中に、沖縄開発庁長官の責任で非常に重大な規定があるのを御存じでありませんか。

○藤田國務大臣 承知いたしております。土地の明確化につきましてどうしても紛争の片づかない場合、最後に沖縄開発庁長官の行政裁定によるという一項目がございます。これは大変なことだというふうに考えております。

○愛田委員 この紛争の解決に行政介入という問題が一つはあるわけでございますが、しかしこの野党三党の法案、これへ行くまでに大変な努力の過程が一つあるのです。これは私、非常に苦勞をした一つの答えであるとも思うのでございますが、沖縄開発庁長官が行政措置をするというこれまでの過程における努力というものの、地方自治体の責任者である沖縄県知事その他の行政の長に對する配慮というものが何らかの形であるべきであるとお考えですか、どうですか。

○藤田國務大臣 当然そうあるべきだと思ひます。ですから、あの行政裁定という文言の前に調整審議会というふうなものを設けられるというふうなこともなつておりますし、またその地方自治体の長とよく相談をしるというふうに書いてあることも承知いたしております。

○愛田委員 その過程にそうした配慮がしてある。地方自治体は国の機関ではないのですから、こうした大事な問題の処理に当たつて、国が地方公共団体に何もかも任すということは大変な間違ひであると思ひます。その意味では、権限の委任には何かの法の根拠も要るわけだ。私、このたび

の視察を通じて、沖縄県のお役人さんたちが大変苦勞していることもよく見ました。この問題の解決に大変な協力をしておるわけでございますが、しかしどうしても解決せぬ問題があるときどうするか。ある意味で、このこの集団和解方式に成らない方々の場合に、その方々をどう処置していくかということが一番大事な政治問題であり、行政問題であると思ひます。政府原案によると、その応じない方々の最後の処置というものがどうも私、はつきりしない。どういふことになつていくのですか。施設庁長官で結構です。

○斎藤（一）政府委員 先ほど申し述べたように、どうしても和解に成らない方があつた場合には、当事者の話し合いがつかない場合には、最終的には裁判制度でもって関係者の間の紛争を解決するというのが現在の日本国憲法下におけるこの問題の取り扱いの方法でございますので、そこに行きより仕方がないというふうに考えております。その場合に、その一人のために大ぜいの人に影響を受けないように、先ほど申し述べたように、小さなグループにしますと、本土の場合でも一人の人をめぐつての相隣関係という争ひがございませうから、それに似たかっこうになつてくるのではないかと、そういう理解で、現行の日本国憲法下における土地の境界の争ひという仕組みの上に上乗せていくというのが最終的な解決ではないかと、そういうふうに思つております。

○愛田委員 政府案によりますと、この境界不明地が幾つかの手段を踏ままして境界が明らかとなり、駐留軍用地特措法あるいは土地収用法に定める手続がとれるようになったとき、そこに新しい事態が生まれてくる。土地収用法の対象に、この自衛隊の用いている土地をそのまま用いていいという根拠を政府は言つておられるようですが、ちよつと説明をしていただきたい。

○斎藤（二）政府委員 いまの土地収用法は自衛隊の場合には適用がないんだということがいろいろ言われることがございますが、それは自衛隊ができた後でございますが、昭和三十九年に当時の建設大臣が国会において、軍施設を公共の範囲に入

れることは適當ではないという御答弁をなさつたということに、そういう考え方のものとがあるやに思つております。そこでこれをよく調べますと、昭和三十九年の建設大臣の御答弁は、土地収用法とは別の法律である、公共用地の取得に関する特別措置法の審議の段階においてこの特別措置法に言う公共用地の中には自衛隊を入れないんだということをお答えになった。それが自衛隊に對して土地収用法の適用がないんだというふうな話が出てくるもではないかと思つておりますが、われわれがたのいまの時点では、土地収用法で自衛隊用地を収用するということは関係のない御答弁である、したがつて土地収用法は自衛隊の場合にも適用があるというふうに理解いたしておるところでございます。

○愛田委員 その法的根拠をお示し願ひたい。

○斎藤（二）政府委員 法的根拠は、自衛隊は、申し上げるまでもなくわが国の独立と平和を守つて、国の安全を保つことを任務にいたしております。国の事務の中でも国家の存立にかかわる大変大事な防衛に関する事務を行つておるということでございます。この防衛に関する事務を行うのに必要な施設、たとえば庁舎や官舎、演習場といったような施設は、土地収用法の第三十一条に定めて「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するといふふうに理解しておりますので、自衛隊が使う必要のある土地の中に契約に應じてもらえない地主さんがおられるときは、この土地に土地収用法の適用があるのは言ひまでもないといふふうな理解でございます。

○愛田委員 いまの土地収用法第三十一条号、つまり公共の利益のための措置としては自衛隊も国の一つの事業であるといふことでこれに該当するんだという法的根拠でございますね。そこで、集団和解方式でできるだけ話を進めていきたい。現地の集団和解方式の関係者の方々の御努力

には私は本当に頭が下がった。何とかしてお互い話ををつけよう、その御努力に対して頭が下がった。しかし、その中で最後にどうしても片づかぬという問題が起ったときは土地収用法の適用をすることです、地籍明確化になった後に

○斎藤(一)政府委員 土地収用法の問題と地籍を明確化する問題とは別な問題でございまして、土地収用法は、地籍が明確になってもどうしてても契約に応じていただけない所有者に対して、御本人の意思に反して法律に基づいて土地を収用するということに焦点がございます。それから地籍を明確化する場合にはどうして和解に依らないという事柄は、これはもうすでに契約に応じていただいている地主さんの間にでも起り得ることとございまして、甲と乙との土地の境界がわからない、あるいは甲の土地がどこにあるかわからない、位置がわからない、あるいはその周辺の境界がわからないという問題でありまして、これは土地収用法とは無関係な別個の次の問題でござい

ます。この問題については、本土におきまして、土地の境界争いという事は往々あり得ることとございまして、どうしても当事者の納得がいかなぬ場合には、最終的には本土における同様、裁判所において裁判手続においてこの当事者の裁きをやつていただくというのが必要であらうかというのが先ほど来のお答えの趣旨でござい

ます。○愛田委員 これは境界が明確化した土地に対する土地収用法の適用、そういう御趣旨のよう

でございます。なるべくわれわれはこの民有地というものは公法上の処分ではなくして、契約によつて成立させるのが原則だと思つて、これは民主主義の原則です。できるだけ契約でこれを片づけていくように、賃貸借料につきましても、ずいぶん努力されたと思つて、大部分が契約で片づいております。これは非常にいいことなんだ。できるだけ契約をもとにしてこの処理をしていくように努力を続けていかなければならない。その趣旨には依然として微動だもしないものをお持ちです

か。

○斎藤(一)政府委員 いま先生が御指摘の点については全く私も同じ考えでございまして、それから、ただいまの公用地暫定使用法の第一条にも、契約でやらないという訓示規定がございまして、法律の命ずるところでもございまして、できる限り、まだもうあと数回しか残っておりませんが、その間にも四百何十人の方々一人でも御納得いただけるものなら契約したいというふうに考えております。

○愛田委員 その努力を続けてもらつておるという事です。そこで、ちょっと私非常に不可解に感じたことが一つあるんですが、地主間に、その申告をした土地の面積を合計すると非常に広いはみ出る分が出てくる。土地というものはもう面積が決まつておるのですから、ちゃんとしたもう固定した面積へ申告の総数をはみ出たおるというの事情はどういうところから出たか。いまどだけかはみ出ているか。申告の総数が出てくるか。地域によつていろいろあるようではございますが、ちよつと……。

○斎藤(一)政府委員 いまお尋ねのような問題は、そもそも沖繩が戦争が終わつた後に土地の所有者を明確にしようということで御本人の申告によつて、甲はどこに何坪持つておつた、乙はどこに何坪持つておつたということを、申告をもとにして、そして戦前の状態を明らかにしようという努力をしたわけではございますが、その申告の過程において、何らかの誤りで百坪のものが百二十坪に申告されたりあるいはさらに場所が変わつたりしておるわけではございまして、それを沖繩返還までの間、ずいぶん御努力されたのでござい

ます。しかもなお今日申告を集積すると、合計いたるところでございまして、そういうところと数字があるか、実測してこれだけはみ出すんだという数字は私も持つておりませんけれども、お尋ねのような状態にあることは間違ひござい

せん。

○愛田委員 その問題は本人の申告の際に正確に申告ができるように皆さん、沖繩県当局も防衛施設庁も配慮してこられたと思うのでござい

ます。が、にもかかわらず相当のはみ出た分がある。それはどこに間違ひがあったかというものを正す努力は、いま地図その他の、いまの航空写真とかつての写真、往年の住宅と土地、今日のその位置にある住宅と土地、こういうもので十分これは是正の措置ができると思つておりますが、どうですか。

○斎藤(一)政府委員 大変いまの問題はむずかしい問題でございまして、御視察いただいたときにござんしたいたかも知れませんが、昔の道が発見されたり、昔の町村の境であるところの橋がわかつたり、そのほか基地の外にも河川が流れ出たおつて、中をつなぐと昔の河川はこの辺を通つておつたろうというふうな、そういう物理的な、地理的な現実を押さえて、石がきがあつたり、井戸があつたり、お墓の跡があつたりします。そういう物理的な物証を押さえることに

よつて、あるいはそれに加ふるに、先ほど申し述べましたが、まだ現存しておられる故老のお話を伺つて、そして終戦の直後に混乱した事態を正すというふうなことがいまのうちに可能なであらうと思つております。

○愛田委員 私たち現地を視察しながら、これはやはり正確にかつての地主に所有しておられた土地をお返しする、その原状回復の努力をする、原状に回復できない場合はまた土地の交換分合等の措置もつて、できるだけ皆さんの要望にかなえるように努力する、つまりあらゆる努力を払つてこの戦後最大の所有権問題の明確化を図らなければならぬと思つて、骨が折れる仕事だ。私も防衛施設庁の担当者の御苦勞を目の前で見ました。これは昼夜兼行で努力をしておられるし、そして地主の皆さんとも本心に真剣に取組んで、強権発動するといふようなことを余りとおられないんだなという感じを持ちました。国の政治に対する信頼というものを沖繩の県民は何

よりも多く期待をかけておるのでござい

ますから、そしてはみ出た分が相当広い地域にわたつて、沖の島の近くまでも土地を埋めなければ要望にこたえられないといふような事態は早く避ける努力をされなければならぬわけです。これは単に防衛施設庁だけでなくて建設省もこれに十分タッチすべきであり、また新しい生業に關する問題であるならば厚生省とか農林省とかいうところも

の要請にこたえてあげ、戦後は終わつていない沖繩県の問題の処理にひとつ目標を定めて、五年間の期限を切つてやるぐらいの努力でこれをやるべきであると思つております。実際問題として、政府自身の措置になおこの政府原案をもつてしては救われない諸問題をわれわれ現地で学びました。各党みんな真剣に取組んで学んできました。学んできたがゆゑにこそ、できるだけいい地権の明確化、地籍の明確化を図りたいという熱情を、立場は異なつても各党とも真剣に取組んできたのです。できればその総和を図つてこ

つてば地籍明確化法案をつくつていきたいなという感じ。政府原案ではなお救い得ない諸問題を、われわれ本心にこれは現地を学んでよかつた。實際を見て百聞は一見にしかずの体験をしたお互いが、これをひとつ何とかしたいという努力を今日まで積み重ねてきたわけですから、そして融資制度を創設する対象になる方々もあるし、またあちらの土地とこちらの土地をかえてあげたらよからうと思われるところもある。

ところが、われわれ現地を見ましたが、訴訟が起つておる。その訴訟を見ると、甲地、乙地、そしてこれに關する甲、乙、第三者丙が入る。そして入りまじつて、裁判でさえも大変な骨が折れる問題を抱える訴訟があります。これはむしろ訴訟、裁判で処理をするというふうな——裁判所だつて少数の裁判官でこれだけの問題を調べるのには、もう力の限界があります。やはりこれは行政措置として手を打つてあげる以外にはない、各地で裁判事件、訴訟事件が起つたら、

これは大変だと思ひます。それに対する御配慮はどうでございますか。

○斎藤(二)政府委員 御指摘のようにこの問題は、大変むずかしい問題でございます。しかしながら一方において、行政が介入して強権でもってこれを片づけるということもまかりならぬ、やはりどこまでも当事者のお話し合いでもって、そして御納得の上で解決すべきことではなからうかというふうに思っております。

そこで、いま御指摘がございましたように、私も当事者の方々が御納得いただける十分な資料を精いっぱい集めまして、そうしてまた、先ほどもお話がありました、その土地に限りがあつて、そして外へはみ出しておるといふようなものについては、本当に根拠ある説得材料を持つて、そして御納得いただけるというふうに努力をし、かつまた防衛施設庁ひとりでもとやれる仕事ではございませんので、関係の各省庁の御協力を十分にいただいて、そして政府挙げてこの問題に正面から真剣に取組んでまいりたい、こういうふうに思っております。

○愛田委員 これは私たち現地を見て後における感慨として、やはり行政サイドにおける問題の解決に於ては、裁判で処理するというようなことが各所ではうまいとして起つたら、これは大変なことになると思ひます。この際ひとつ沖縄県民の要請にこたへ、また地主の方、そしてこの借地権を持つておる方、それから基地内と基地外それぞれの特許性を考へて、基地内は現に防衛施設庁でなければ中へ入り込めない。防衛施設庁が基地内の地籍を明確化する措置を引き続き続けていただく。それから基地外については、これは沖縄開発庁長官の責任であると思ひますが、これはどうですか。——そうですか。したがつて、それぞれの責任者がそれぞれの使命を十分果たしていただいて、相互に連絡をとりながら、双方にまたがる地域もあるわけですから、それらをひとつ真剣に取組んで、非常に短い期間に問題の処理に当たつていただきたいと思います。

質問の時間が余りないようになりましたが、私この際どうしてもただしておかなければならぬ問題があります。

私は読谷の飛行場を見たのです。読谷の飛行場を拝見して、私の郷里山口県にも、岩国の基地などに、当時の軍用地として取り上げられた地主たちの強い要請とよく似たものがある。軍用地として取り上げた土地については、当時大蔵省も本當にこの所有権移転の手續をしたのかどうか、正当な金額を支払いをされたのかどうか、いろいろな問題がありまして、しかもそれを担当した担当官は下級将校がほとんどであつて、その人たちが亡くなつたり、また責任が明確でない立場にあつたりして、どこでどういふふうになつたかわからぬまで今日を迎えておると思ひます。ちょうど私たちが郷里岩国でつかまえておるような問題が大竹でも起こつておる。広島県の長官の近くの大竹で栗谷という旧軍用地、飛行場にしようといふものが、訴訟で結局地主の方が訴訟に勝つた、政府が負けた。負けたという時点で今度は政府が高飛車に出て、さらにこれを控訴という手續をして、ついにこれは和解方式で片づきましたが、政府が負けておる。これは訟務局、訴訟を起こす局まで部から引き上げて、こういう国の財産を守らうとする法務省の野心が一つあつたことを私は思ひます。

うのでございますが、やはり地主の立場に返つて、戦争目的は終わったから、もう平和な今日を迎えたんだから、いろいろ途中で明確でない問題があるが、それはひとつ旧地主にこの土地を返す努力をしてやろうという配慮に立たなければならぬ。一たび取り上げたものは、そのやり方が非常におかしくても国有地だといふので大蔵省ががんばつておつてくれたんじや、これは始末がつかぬわけでございます。

読谷の飛行場の中は米軍が管理しておるわけでございます。返還をされておらぬということ、この読谷の飛行場の中を私皆さんと一緒に歩きながらじつと——米軍の補助飛行場のようなかっこうになつて實際は使つておらぬようだが、そこへ

最近アンテナを建てて、また新しい施設を設けようというので反対運動が起つておるのです。ところが、その中に米軍の黙認をした耕作地があるのです。そこを耕作している農民の皆さんがいらっしゃる。こういうので非常に入り組んでおる。こういうものとはにかく、これも戦後が終らないことの一つだと思ひますが、返還要求をすると同時に、旧地主にこれをできるだけ返還するといふ配慮を大蔵省と手を打たれて、沖縄開発庁長官として努力していただきたい。

これは読谷の一例であるが、全国にまだまだそんな問題のところがたくさんあるのです。戦時中であるからといって軍用地に取り上げてそれを国有財産にさつとすると、そのやり方には非常に不愉快な、何と言ひか、ついすばつとお上の命令でやるというふうなことが確かにあつたなと思ひます。これはもう全国各地にある。課長さん来ておられるから御答弁をいただきたいが、そういうものはこの際大蔵省も国有財産に余り枠をはめなくて、やはり旧地主にこれをできるだけ公平に返して、あるいは努力をする筋のものである。一時、戦時中に取り上げた土地をいつまでも固執して、地域住民に不満を与えるようなことを平和時代の今日ではもうとるべきでない。この点について大蔵省及び沖縄開発庁長官、またこれは返還要求でございますが、防衛庁長官、外務省のどなたかおられればこれらについて、特に読谷の現に米軍がもう全然使つておらぬようなところをいつまでもあけておく必要はないです。予備演習地などという必要がないような明確な土地もあるのですから、こういうようなところはすかつと返してもらへばいいこととです。大蔵省の皆さんの答弁を要求をさせていただきますが、私、読谷の飛行場を見ながら、ふと戦時中のあの余りにも粗末な軍用地接収、戦時目的への協力で簡単に取り上げた土地といふものには問題がある。したがつて、これはもう地籍が明確化されておるのでございますから、これを返還するの——あれは明確化されてなかつたかな、とにかくわれわれが見て、これはもう旧地主

にお返ししたらいけないというはつきり答への出る土地を見たわけですから。お答えをいただきます。○秋山説明員 まず、日本本土のことについて申し上げますけれども、一般的に旧軍買収といふことを申しまして、日本本土における旧軍買収といふ問題につきましては、これは登記簿が相手方、地主さんの方にある、国の方には、たとえば領収証であるとかその他の関係の資料がある程度ある、そういう関係のトラブルが起つておるわけでございます。

ところが、沖縄の場合は逆でございます。登記簿は国にある。ただ、御存じのとおり戦火のため買収関係の資料が滅失してしまつておるもので、たとえば領収証といつたような資料が本島の場合ほとんどない。なお、宮古、八重山といった先島の方には資料がございます。そういうふうな経緯で一応国有財産といふことになつておるわけでございます。私も国有財産を管理する立場にあるものでございますので、登記簿が国にございますので、これは簡単に地主さんにお返しするわけにはいかない。残念ながらそういうふうな状況でございますので、一応事務方の答弁としてはこの辺で御了承いただきたいと思ひます。

○藤田国務大臣 読谷のことに関しましては沖縄特別委員会でもいろいろとお話がございましたが、戦前に軍が用地を買収しておるといふ事実もこれまたございます。領収証がすでに、坪当たり二円でございますが、そういう領収証が残つておるといふふうなこともございます。それで、また全然そういう金は払われてないのだという説もございします。そういうことでございしますので、読谷に関しましては、大蔵省が国有財産を管理する当局といひましてなお調査を続行するというに現在に相なつておるもので、多少期間をいただきます。これらの調査を続行いたしまして、不法に軍が接収したといふふうなものでありますれば、当然返還すべきでございますし、また逆に、その当時軍がちゃんとお金を払つておつたといふ証拠が何か若干あるそうでございますし、そういう

うものがあればそれなりにまたどういう措置をするかということも決めなければならぬ。この辺の調査は現在継続中でございますので、その調査を早めたいと、大蔵当局の方に話をいたしたいと思っております。

○斎藤(一)政府委員 基地を返還するようにというところについては防衛施設庁が外務省と協議しながら努力しておるところでございます。先生御承知のように、一般に沖縄の基地が大変狭いところ広い面積を占めておるので、これの必要性というものを十分に検討して、そして必要のないものについては返還を求め、あるいは、少し一掃にして整理すれば縮小できるというものについては縮小しようという考え方で臨んでおりますが、このいま御指摘がございました読谷の飛行場につきましては、ごらんのようなことも何もないことになっておりますが、米軍としてはあそこを海軍のパラシュートの降下訓練用に使っております。これは回数などもわかっておりますが、そういう目的に使っておる、と同時に、すぐ隣に楚辺という通信所がございまして、その電波障害区域として必要であるということをおっしゃるもので、そういう使用目的から見ても、なおかつまだ返還できる場所があるのではないかと、このことを交渉した結果、東側の滑走路の地帯を返すという話し合いになっておまして、返すについては若干の既存の施設をどこかへ移してやるという措置をとりまして、そして東側部分は返還する、あとの部分は残念ながらまだ返還せざるというところまでいってございせんけれども、一般的に申しまして、先生御指摘のように、返すべきものは返してもうように努力をするというふうに考えております。

○受田委員 沖縄の各地は、中南部だけじゃなくして北部へ渡って、これをお返ししてもらっていないという、われわれが素人目に見ても米軍が余り重要に使って、いそがない地域があるわけですから、こういうところについては、いまお話しのような施設を移動してでも返還部位をどう

どん広げていく、この努力は今後も強力に進めていただきたい。これを私要望しておきます。

私の与えられた時間が過ぎましたし、きょうはなお中川先生の御質問も、それから鈴切先生も控えておられるわけです。また、社共両党もこれへ参加していただくようにわれわれからも要請をして、できるだけこうした大事な、戦後三十年の悲劇を埋めてむしろおつりがあるようにという私、沖縄県民へのおこたえをしてあげなければならぬと思うのです。これをひとつできるだけ、ある意味で超党派でこの問題の処理によりよい案を用意してこたえてあげたいなど、こういう気持ちでおります。時間をこれ以上私いただきます。質問を終ります。御苦勞さま。

○正示委員長 続いて、中川秀直君。

○中川秀直委員 私は、今度いまこの委員会で開催になっております沖縄の地籍確定の法案、駐留軍用地特別措置法、この法案は、わが国の安全保障の問題と非常に深くかかわった重要な法案だと思っております。だからこそ各党それぞれのお立場があつて、今日の委員会の審議もある意味では大変残念な事態になつてゐるのだからと存じます。

そこで、まず政府からお伺いをしたいと思います。すの、この法案は単に沖縄の地籍確定をするとかあるいは当分の間基地をこのまま使用するとかいったそれだけの問題にとどまらず、本当にわが国の安全保障をこれからどう考えるかという問題と非常に深くかかわつた問題でございまして、その点についての御見解をひとつたださせていだきたいと思つております。

私も新自由クラブは、わが国の安全保障について、とりわけこの法案にも深くかかわつてゐるところの日米安全保障条約、日米安保体制というものについて、現時点では意義を認める、こういう立場に立っております。小規模の限定侵略については独力で対応していこう、それなりの力を用意していこう、あるいは核戦略これはアメリカに任せよう、あるいは全面侵略については日米安保でこれを防ごう、こういう三つの柱がわが国の

現在の安保政策だろつと存じます。その意味において私も、一つは脅威、脅迫を受けない外交をしていかなくてはならないと存じますが、まだ外交が国際的にもそれだけの域に達していないとするならば、この日米安保条約というものが現在の意義と必要性を認めざるを得ない、こう考えるのであります。

しかし、一つの問題として言えますのは、これは防衛庁長官にもお伺いしたいと思つますが、沖縄は、本土復帰に当たりまして、政府の方針も基地は本土並みに返還するのだと、こういうような約束をしてゐるのではありませんか。しかるに、私も現地へ行つていろいろの方々と党派を超えて議論をさせていたんですが、これはもう党派を超えた要望あるいは不信感として、復帰のときの基地の本土並み返還はどうなつてゐるのか、数字を挙げた大変な不満を漏らしてゐるのであります。中には、日本の全体の安全のために沖縄だけが基地の中の沖縄と言われるような現状に放置をされ、その犠牲を沖縄だけが押しつけられるのかと、こういう大変厳しい問いかけも実はあつたのでございまして。

これは言うまでもないことでございすけれども、たとえば防衛庁長官にお伺いをしたいと思つますが、復帰の時点ではわが国の基地というものは、全部を一〇〇といたしますと、本土に存在をさせる基地が五〇・六八%、沖縄に存在をさせる基地が四九・三二%という比率でございまして、しかるに現在、沖縄と本土の基地の比較をいたしますと、本土が四六・九一%、沖縄に存在をさせる基地が五三・〇九%と、復帰の時点よりも実はこの比率が完全に逆転をしてゐるという実情でございまして。あるいは、過去五年間で返還、縮小されました基地の面積は、全国で約七万六千平方キロでございしますが、そのうち本土が五万七千平方キロ、沖縄が一万八千平方キロというぐあいに、縮小の規模も返還の規模も圧倒的に本土に偏つてゐる。沖縄における基地の機能というものは、本土との比較においてはむしろ格差が拡大をされてゐるという

実情なのでございます。

こういった実情で考えてみますと、日米安保条約の中における戦略的な価値というものを沖縄に認めざるを得ないことは言うまでもありませんが、沖縄県民の気持ちに立つて考えますならば、基地の縮小、返還というものについてこのように本土と格差がある、あるいはアンバランスがあるというところは、復帰のときの約束から考えてみてもおかしいではないかと感ずるのは当然だろつと私は思ふのであります。

〔委員長退席、竹中委員長代理着席〕

今度の法案も、すぐれてこの基地の問題——何度も申し上げましたが、日米安保条約における基地提供という条約義務というものの意義をわが党はもちろん認める立場に立つものでございすが、なおしかし、このような現状を放置しておくというところは、復帰時点の約束にもとることにならうかと思つます。この点について、今後の沖縄における基地の返還、縮小、先ほど申し上げましたような本土との比率、あるいは返還のテンポ、縮小のテンポ等が格段に劣つてゐるという現状を防衛庁長官はどのようにお感じになり、またこれからどのようになさろうとなさつてゐるか、ひとつ明確な御見解をこの際承つておきたいと思つます。

○斎藤(一)政府委員 御案内だと思つますが、私からまず数字的な点でお答え申し上げますが、私

沖縄の基地返還の状況が本土と比較して本土並みでないという御指摘の点については、数字が一番正直で、まことにそれを否定申し上げる筋ではございせんけれども、実情を申し上げますと、復帰時で八十七の米軍施設がございまして、面積にしますと二億八千六百六十万平方メートルでございまして、それが本年の四月一日では、八十七が五十四施設になつて、面積では二億六千三百九十九万平方メートルでございまして、これを差し引きしますと、復帰後、三月三十一日までに米軍施設で返つてきたものが千九百九十七万平方メートルあると

○三原國務大臣　お答えをいたします。
防衛庁におきましては、安全保障の協議委員会等で、基地返還については、先ほど斎藤長官が申しましたように極力返還について交渉を進めておるわけでございます。また返還につきましても、部分的な返還でなくて、地元の県民の方々が要望される開発計画が可能な大規模の、広地域の返還

○藤田国務大臣 中川先生がおっしゃいますように、地籍の明確化ということは沖縄県民の大変希望するところだと思いますから、一刻も早くこの明確化を進めるべきだと思います。集団和解の方式がそういうことで煮詰まっておることもよく存じておりますが、最後の煮詰めが非常にむずかしい、こういう事態に相なっておるわけでございます。

そこで、おっしゃいますような行政裁定ということでございますが、これは法務省その他各省庁と意見をいろいろと闘わしてみたいけれども、やはり民事の体系にはなじまない、こういうことでございますので、基地外の民間の土地につきましては、沖縄開発庁長官といたしまして意見を述べることもできる、あるいはもう一歩踏み込んで、勧告することができると申しますか、そのようなことならば、われわれといたしましてでもできる。それが地籍明確化のために非常に有効になるというためには、あるいは調整審議会といいますが、そういうふうな審議会も設けて、地方自治体の御協力をいただきながら一緒にやっていくというふうなことが必要かと思いますが、そういうことも各党間のお話し合いの上でできますれば、われわれとしてはできるだけ努力をいたすつもりでございます。

○中川(秀)委員 もう一点でございます。いま御提案になつてゐる政府案によりますと、基地外の土地、いわゆる非軍用地でございますが、これは触れてない。つまり地籍確定を国の責任においてやるという、そういうものに入れておられないわけでございます。しかし先ほどお話ししたように、権利関係が入り組んでゐるとか、実際問題としてそこまで手を広げなければならぬということ、う実態があるのは、もうすでに御案内のとおりでございますが、私は考えてみますと、沖縄開発庁が、いまの政府案の立法過程でこの問題からどちらかと言へば逃げようとしたのではないか、大変言葉は悪いかもしれないけれども、そのような印象を非常に強く持つておるのでございます。沖

縄開発庁においては、県に沖縄開発庁から援助をして、県の責任でやった方が効率的であるとか、あるいは現実にはそうやってゐるのだから具体的にやるとか、そう考えたんだとおっしゃるだろうと思ひますけれども、しかしそんなことを言つたつて、お金を援助する法的な根拠というものがない、あるいは地籍確定をするために、その調査計画や調査内容や成果の取り扱いについて法的根拠がされてないということでは、問題の本質的な解決にならない。当然にこれは県の要綱が、沖縄県が最初に使つた地籍確定についての要綱と同じように、非軍用地についても国の責任でやるという視点がどうしても最初から必要だつたと思うのです。沖縄県が、沖縄県民がみずから地籍を不明確にしたわけではありせん。あのさきの大戦において非常に不幸な事態の中で地籍が全くわからなくなつた。これはやはり国の責任だろつと思ひます。そういう問題を放置して立法されたところあたりに私はやはり政府の問題に対する把握の仕方が非常に甘かつたのではないかと云々ざるを得ないのであります。その点、いまだ一度開発庁長官、私のそういった感想に対して御反論があれば伺いたいと思ひます。

○龜谷政府委員 開発庁長官からも先ほど御答弁申し上げましたように、開発庁といたしましては、民地にかかると地籍の明確化の問題が沖縄の土地利用上非常に重大な問題であるということとは率直に認めるところでございますし、弁解になるかとは思ひますが、先生も御指摘のように、復帰の時点におきまして、この地籍の明確化が今後の沖縄の復興開発上の重大な問題であるという認識に立ちまして、この取り扱いについて関係省庁、特に基地を所管しておられます防衛庁及び復興庁までこの地籍の明確化に非常に御苦労をされてきたという琉球政府、復帰の時点の県とも数次にわたりました協議検討を重ねました結果、復帰の時点におきまして、いわゆる基地の中につきましてはこの基地の管理は現実に防衛施設庁当局でやつておられるということ、及び復元補償等地主間の関係及び

調整が事実上防衛施設庁所管でやつておられるということ、あわせて復帰後の民地の調査につきましまして、すでに十数年にわたる琉球政府における土地調査庁といふ専門の事務当局があるということも踏まえまして、所管といたしましては民地の総合的な責任を開発庁が負ふことにいたしました。県を含めて現行の体制を了解の上にスタートしたわけでございます。

もちろん、その時点からこの地籍の最終的な明確化のための問題といたしまして法制化の問題があつたこともよく理解をいたしております。しかしながら、各委員会及び国会を通じて長官から御答弁申し上げておりますように、この地籍明確化の法制上の問題といふものは非常に私権にかかわる大きな問題を含んでおりまして、端的に割り切つて法制化といふ点が大きな問題でございました。そういうこともございまして、実は昨年の秋、県当局からもこの地籍を明確にするための県案といふべき法案の要綱もいたしたわけでございます。いま申し上げますが、累次にわたる関係省庁との協議を重ねた結果、しばしば私の方の大臣から御答弁申し上げておりますような数点にわたる法的に非常に大きな問題があるということでも現時点まで検討を重ねてきたというのが現状でございます。

ただ、私どもの感想と申しますか、お答えをさせていただきますならば、県当局及び社会党を中心とします三党の法案の重要な中身が、もっぱら先生が御指摘のような最終的に地籍の不明確な解決の手段としての行政裁定ないしは土地の権利の制限等、いわば民事法体系及び諸法規上の重大な問題を含んでおります。しかもそれが、私の理解するものが間違つておらないとすれば、県当局の法案骨子の最大の問題でもある、こういうこともございまして、直ちにそれを法制化することにはなかなか問題があるということ、累次にわたる検討を現在まで続けてはおりますけれども、私どもとしてはやはりそこまでは行政法的には踏み切れないということ、今日に至つたというふうに御答

弁をさせていただきます。最後に申し上げます。○中川(秀)委員 最後に申し上げたい問題は、オール・オア・ナッシングじゃないはずなんです。そういう問題があるから、では開発庁やらなくていいという問題ではない。そういう問題が横たわつてゐるから開発庁は首を突つ込むような法制化はしないでいいという問題でもない。ひとつその辺ははつきり分けてお考えをいただくべきではなかつたかと思ひます。

もう一例申し上げます。読谷村というところをわれわれは視察をいたしました。戦前それぞれの家が五十坪なら五十坪ずつあつたところを、米軍がやつてまいりまして、あなたはここ、あなたはここというぐあい、全く形状が変わつた上に、六十坪ずつあるいは五十坪ずつ区割りをして、そこへずつと住んできた、まあ割り当て土地という性質のところでございますが、だんだん地籍確定が明確になるに従つて、大変な問題が出てきてゐるのであります。つまり昔のこれが本来所有権でございますけれども、その所有権の地図をつくつてみると、AさんならAさんの家のど真ん中に現在道路が通つてゐる、あるいは川が通つてゐるという実情になつて、これまたそれは一部分じゃなくて全部についてそうなつてゐるのであります。いわゆる公共の用にもうすでに現実に供されてしまつてゐるわけでございます。こういうようなところをこれから地籍確定をして、それぞれ権利関係を明確にして、集団和解をしていこうということになるれば、当然その道路になつたところについて、いわゆる地主間の集団和解でない公共の力が、県なり市町村なりあるいは国なりが何らかの財政措置を講じてあげない限り、この問題は集団和解したくたつてできっこない。そんなもの、最初からわかつてゐる理屈であります。しかるに、いまの政府案については、そういうことについての対応策は何ら書かれていない。これでどうやつて集団和解するのですか。こういう問題は最初からわかつてゐたと思ひます。われわれは三日ばかりの視察で、これはそうでもしなければどう

にもならない、与党の理事あるいは委員長だつて
そうおっしゃる、だれが見たってそうおっしゃる。
これは党派を超えた認識です。そういうようなこ
とがわかつていながら、政府案にはそれを盛り込
まなかった。私はもうこれはどう考えても立法過
程においての真剣さが足らな過ぎる。大臣自身が
現場に行かなかった責任も私はあると思う。どう
考えてもこれは納得がいかないままの経過な
んです。当然に今後、土地画整理法における土
地区画整理事業とかあるいは土地改良法における
土地改良事業とかいうものについて、この読谷な
んかのケースの場合は救済をしていかなければな
いの解決にならない、いまの政府が御提案になつて
いる法案では問題の解決にならないと思ひます。
す。その辺の御見解を改めて伺いたいと思ひます。
○藤田国務大臣 おっしゃいますことはよく理解
ができますし、いま開発庁でやっておりますのは、
西原村、それから沖縄市の一部、それからいまの
読谷でございます。これらをやりました結果、先
ほどちょっと申し上げましたが、煮詰めるところ
は煮詰めまして、その上でどうしても煮詰められ
ない点があるならば、そこで立法を何とか、ある
いは行政裁定ということではできませんけれども、
何らかの意見を述べるとか、勧告ということにな
りましょうか、そういうふうな措置もとらざるを
得ない。いま現在それらを進めておる段階でござ
いまして、いよいよそういうふうな時期にきたか
なというのが実はこの夏であらうと思つておつた
わけでございます。

いまの防衛庁の方から提案をなされております
法律は、これはあくまでも駐留軍の基地内におけ
る法案でございますから、そこで私たち基地外の
沖縄開発庁の担当している民地につきましても加
えなかつたということでございますが、しかし、
おっしゃいますことはよく理解できますので、各
党でそのようにお話し合いをいたさなければ、わ
れわれとしては、それに従うつもり——もちろん
それに従わざるを得ないわけでもございまして、
従うつもりでおります。

○中川(秀)委員 もう一点、いまの問題に関連を
いたしますけれども、もうすでに地籍を明確にし
たところ、AさんならAさんの所有地になつてい
るところが、ど真ん中に道路が通つていたり川が
通つていたりというような公共の用に供されてい
るところ、これについては、当然国道や県道につ
いては建設省や県において何らかの措置をとつて
ようでございますけれども、また市町村道に認定
してない道路がございまして、これは市町村議会が
認定すればいいことですが、現実には、本土
で考へてみても当然市町村道と言はれるような
道路について、これから地籍確定を円滑に進める
ために恐らく市町村議会において、沖縄県にお
いて市町村道に認定して行くことが考へられ
れる。その場合は、本土の例から言いますと、道
路法適用外の道路でございまして、自治省にお
いてたゞ特別な交付税とかあるいは地方交付税
の算定基準に入るとか、そういう措置をこれ
からとつていかなければ私はこの問題は恐らく解
決しないと思はれますが、自治省はその辺の御意
思、御用意があるかどうか、ひとつ確認をさせて
いただきたいと思います。

○小林説明員 御質問の点でございますけれど
も、そういう事態が生じた経緯に照らしまし
て、また市町村の財政力が非常に弱いという点が
ございまして、私どももいたしましては、国費
による措置が必要と考へられますので、関係省庁
と十分協議をしてみたいというふうに思つて
おります。なお、この措置に関連しまして、地方
団体にも負担が生ずるという場合が出てきました
場合には、自治省といたしまして所要の財政措
置を検討してみたいというふうに考へており
ます。

○中川(秀)委員 もう一例、与那原町というところ
がございまして。もと米軍の集積地として使われ
ていたところでございまして、四百九人の地権者
がいる。五万坪ぐらゐのところは六百六十八筆、
大変な細かい家が密集している。この地籍につ
いては、旧地籍と比較をしますと、全くめちやくち

やに、ばらばらになつていくところでございます
います。現実には裁判が起つて、あるいは争
いが絶えず家も建てかえられない、あるいは
仮処分申請をしまして、新しい判決で公
図上の担保にならなくなつてしまつた、つまり銀
行からお金を借りたつて借りられないという
ような事態が次から次へ最近起つてまいりまし
た。いわゆる旧所有権と、その後新しく住んでし
まつた占有権との調整の間で、もう爆発寸前の
状態にあるところでございますが、こうい
うところなどは、土地の買取りのあつせんとか
あるいは交換分合のあつせんとかを公共がやつて
あげなければ絶対問題が解決しないところで
す。これもいまの政府案には全く触れていない。こ
ういった点も、もう御認識は同じでしょうから私は
改めて御答弁を求めませんが、なぜ最初の立法
のときからそういうものを考へなかつたのか、こ
れもいまの政府案に対して大変批判、不満を持つ
ものであります。

ちなみに、それらを総合してちょっとお伺い
したいと思ひます。いま沖縄県には非軍用地で
約百四十一平方キロの地籍不明地があります。こ
れは開発庁の資料で出ています。軍用地で百二十二
平方キロの地籍不明地がある。これは防衛施設局
の資料で出ています。合計二百六十三平方キロ、大
変な広さであります。この広さの地籍を、いま自
治省の方が御答弁になりましたけれども、これか
ら国費の使用あるいは補償というふうなものも含
めまして、地籍確定をしていこうとすると、大変
なお金がかかると思はれます。いま防衛施設局が
五十一年度までに地籍確定に使つた予算は二十二
億です。これから後必ずしもこの五十一年度でや
れるだらう、そういうものも含めても大方四十億
ぐらゐ見込まれる、こういうお話でございますが、
沖縄県の試算によると、そういう軍用地のみな
らず、非軍用地も含めてその地籍確定のためには
大方三百億ぐらゐのお金がかかるのではないかと、
いま国費を使わなければならぬというので公共
の用に供された道路に対する補償というふうなもの

のも含めると、三百億ぐらゐかかるのではない
かというのが沖縄県の試算であります。これに対
して政府はそれだけの財政負担をする決意、覚悟
があるかどうか。私はこの試算が正しいかどうか
ということはあえて問ひませんが、いま施設局
が考へているぐらゐの費用で当然でございと思
へない。そういうものについてそれだけの負担を
する覚悟があるかどうか。私はひとつ覚悟がある
かないかという問題ではなくて、しなければなら
ない問題だと思ふ。政府のはつきりした御見解を
この際ここで表明していただきたいと思ひます。
○藤田国務大臣 ただいま言われました数字が若
干私たちと違ひがございまして。民地は約二十
平方キロ、このように考へております。ですから
地籍不明確の土地は、軍用地が百二十平方キロ、
民地が二十平方キロ、合わせて百四十平方キロ、
かように考へております。

それから数字はともかくといたしまして、いま
のような今後負担をする用意があるかどうかとい
うことですが、県の方でどういふ試算に基づいて
そういう二百億とか三百億とかという数字が出た
のか、それはよく存じ上げませんけれども、こ
ちらの方の計算をいたしましては、そういう数字に
はともなひません。それで、ただいま自治省の
方から話がありましたような市町村道といひます
か、農道といひますか、またそれにも至らざる道
か、そういうふうなものに対する補償ということが
ございまして、これはこれなりにいろいろとそう
いふ道ができておるといふ原因がございまして、そ
ういふ原因を分析いたしてみますと、もとから
あつた市町村道あるいは農道といひますか、そ
ういふものもあるわけでございますし、それから戦
争中旧軍がつくつたものもございまして、また
講和後に米軍がつくつたものもあるし、いろいろ
区分けがございまして、それらに関しまして区
分けをいたして、そして補償をいたすつもりで
おります。用地を買取るつもりでもございまして、
また交換分合とかそういうことについても融資その

他のあつせんというふうな用意も考えておる次第でございます。

○中川(秀)委員 いわゆる民地、非軍用地が二十平方キロというのは、恐らく米軍が上陸してきたこと、そういった原因による地籍不明地ということに限定をされているからだろうと思ひますが、沖縄県が挙げられておるという非軍用地は百四十一平方キロとなつてゐる。私は、この調整はこれからのいろいろな意味で、このケースはどうなのか、このケースはどうなのか、非常に問題になつてくるだろうと思ひますが、それはここであえて突っ込んだ質問をしたところで現実的ではありませんからやめますけれども、長官、そういうことでございますと言つて済まされる問題では恐らくないと思ひます。

もう時間がありませんから最後にいたしますけれども、現地で施設局あるいは県のいろいろな方々にお目にかかつて、この地籍確定は一体どのくらい時間がかかりますか、こういうお尋ねをいたしたところ、防衛施設局において、むずかしいところでも五年でできるでしょう、こういうお答えでした。あるいは沖縄県としては五十六年度をめどに先ほど挙げた与那原のようなむずかしいところも含めまして、非軍用地を全部地籍確定の作業をしたいのだ、またできます、こういうようなお答えをいただきました。つまり、民地にあるいは軍用地にしろ、両方とも五年以内にはできるという作業に当たる方々の御見解なんです。そういうような御見解でありながら、いま提出をされている政府の法案が全くその期限を設けずに提出をされたということには私は納得ができません。そういうものができるのなら、その以内に、きちんと五年なら五年間で軍用地も非軍用地も地籍を確定するのだ、はっきり行政の一つの時間的なめどを入れられて、それから先、地籍確定をすれば、今度の土地収用法やあるいは駐留軍特措法でどうしても契約に應じてくれない方々の土地に

ついては法的な手続がとれるわけでございますから、その間の基地使用についての特例を設ける、こういう発想が常識論です。最初にこの法案の御説明を聞いたときはやれども十年くらいかかりそうだが、場合によつては二十年かかるなどという御説明を聞いて、現地の実際の作業責任者の方にどのくらいかかるかと言つたら先ほどのようなお答えです。私はどうもこの辺のいままでの経過というものを総合的に勘案しましても、何かおかしなやりとりであつた、こう言わざるを得ないので、この点についてひとつ御見解を伺つておきたいと思ひます。

○斎藤(一)政府委員 政府原案の第三章の使用の特例について、明文で期限がないという点についての御批判でございますが、御指摘のとおり期限がないということは結果的にまことに不安定な状況でございますけれども、地籍を明確にする場所の具体的な状況というのはさまざまでございます。非常に安易な比較の簡単にやれそうな場所、原形が余り崩れておらず比較的的位置境界の明確になりそうなところ、それから非常に困難だと思はれる、極端な場合は飛行場の滑走路の真ん中などなかなか簡単に明確にならないといったところ、そういうぐあいに具体的なケースによつて非常に状況が違いますので、そこで私どもとしては、早くできるところは早くやつてそういう特例をいつまでも用いなくて済むように、同時に大変困難なところについても最大の努力をして、こういう特例の期間が少なくなるようにという考えから明文で何年というものを制限しなかつたわけでございますけれども、一方ただいま御指摘のようにこういうものに努力目標を設けていつまでということをはっきり決めるべきであるという御意見、これまたごもっともでございます。先ほど三原大臣がお答えになつたように、その点について政府側としても十分に考えてみたいというふうに思つております。

○中川(秀)委員 最後に、私も新自由クラブはこの法案について当初より基地使用の特例は五年

ということに明示をする、地籍確定についてももつと県の要望、実態を踏まえて先ほど御指摘をる申し上げたように、土地の買い取りや、交換分合や、あるいは大臣の勧告や、その他公共の用に供された土地についてのさまざまな財政措置や、あるいは軍用地のみならず非軍用地まで広げて本格的な地籍確定を国の責任で行うといったような、本当のこの沖縄県の現在の事態を解決するもつと突込んだ法案にすべきである、こういう見地で修正案を用意したところでございます。もうすでに民社党さんも同じような考え方の修正案を御用意になつた。そしていづれこの委員会に提案になる予定でございますけれども、与党・自民党と民社党、私も新自由クラブ三党の間で、いまわれわれが最初につくつたそういう修正案の方向においてはおおむね合意が成立をし、新たな修正案としてこれから委員会に提案をされる、こういう運びになつたのでございます。恐らく内容について防衛庁長官も沖縄開発庁長官ももうすでに御存じだろうと思ひます。これに対する御見解を最後に伺ひたいと思ひます。

○藤田國務大臣 若干その内容について漏れ承つておりますけれども、われわれといたしましては意見述べました上で、そのようにお決めいただくなればそれなりにそれはお受けする以外にないわけでございますから、どうぞひとつよくお話し合いの上で御修正のほどをお願い申し上げます。

○三原國務大臣 委員会におかれましては現地視察も願ひ、いろいろ細かく調査も願つて、そしていま御意見のように修正案を準備されておるといふことにつきましては私も承知いたしておりました。敬意を表しておりますし、いま藤田長官が申されましたように、そういうことで内閣委員会において修正案が出てまいりますれば、それを中心に処置してまいりたい、そういう考え方でよろわけでございます。

○中川(秀)委員 質問を終わります。

○正示委員長 続いて、鈴切康雄君。

○鈴切委員 私は委員長に再度提案をしたいので

す。それは実はけさ方委員長に、社会党そして共産党が委員会に入つていないという状態における審議というものは不正常的な状態であるということを書いて、私どもは社会党と共産党の方々の委員会に入ることに努力を続けてまいつたわけでありましたが、特にいま審議されている内容は沖縄の県民にとつてまことに重大な問題があるわけでありまして、政府が出されておるところの法案は基地確保法案であると同時に、私どもも社会党、公明党、共産党が三党提出しているところの法案は地籍の明確化を中心としての法案であるわけですから、そういう意味から考えまして、私は少なくとも社会党並びに共産党の委員会における審議を促進するように一度御努力をお願いしたいと思ひますが、理事会でも理事懇話でも結構ですから、その点について委員長の御判断を願ひます。

○正示委員長 この際、暫時休憩し、直ちに理事会を開きます。

午後六時五十八分休憩

午後八時三十分開議

○正示委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鈴切康雄君。

○鈴切委員 きょうは、先ほどから社会党並びに共産党が委員会に入らない状態における審議は正常でないというところから、何とか社会党あるいは共産党に対しての努力を続けてきたわけでありまして、けれども、社会党、共産党がいまだに入らないという状態でありまして、委員長が慎重審議をやるということに理事会において明言をされたわけでございますので、そういうことで私どもも公明党といたしましては三名の質疑者を出しているわけでありまして、御存じのとおり、沖縄の返還がなされてから今日まで地籍の明確化という問題についてはほとんどなされないままに突如として来ているわけであつて、そういう意味において地籍の混乱という問題は沖縄においては実に大きな悩みになつてい

ることは事実であります。そういう意味からいいますと、私は慎重審議という立場に立つて、少なくとも総理大臣あるいは外務大臣、国土庁長官あるいは防衛庁長官はもちろんのこと、法務大臣等、すべての大臣の中であつてこの問題が審議されるべき筋合いのものであると思つてあります。

なお、当然それに対して連合審査あるいは公聴会等の問題もなされなければならぬ。いわゆる慎重審議ということはやはりそういう一つの過程を経て、沖縄の県民に対してこの法案がどのような内容であるかということについても明らかにしていかなければならないと思つてあります。そういうことを前提にしながら、私ども公明党は慎重審議をするという、また審議を拒否しないという立場から、私はあえて質問をするわけであります。

そこで、質問に入るわけであります。まず第一に、沖縄の本土並みという言葉を常に沖縄返還協定のときに言われておつたわけでありますけれども、沖縄の本土並みというのはどういうことでしょうか。

○農田国務大臣 沖縄の本土並みとおっしゃることに二つの意味があるわけでございますが、一つは基地の削減、減少、これが本土並みという意味も一つございまして、もう一つは、沖縄の返還時に本土並みの生活条件と申しますか、すべてを本土並みに早く引き上げようということ、十数年の開発計画をつくりました。そういうふうな生活環境、そういう面の本土並みということ、もう一つは基地の減少も本土並みということ、こういう二つの意味があると思つて、どちらを指して御質問なさいましたのか、その辺がよくわかりませんけれども、この二つのことがあると思つて、

○鈴木委員 基地の削減という問題について、沖縄の本土並みということでございますけれども、実際にそれでは現実の問題として基地が削減をされ、縮小され、そして現実に内地の米軍基地と沖縄の基地とを比べたときに、現在五年間たつておりますけれども、どのようにいふようになっておるか、それをつまり明らかにしたいと思つておるわけでありまして、

○斎藤(一)政府委員 沖縄復帰の時点におきまして、米軍の沖縄における施設は八十七施設ございまして、そしてその面積は二億八千六百六十平方メートルございまして、それがその後返還されて、昭和五十二年四月一日現在では、五十四施設、面積にいたしまして約二億六千三百十九平方メートルになっております。したがって、復帰時と四月一日の差は引きが三月三十一日まで返還になった米軍施設区域の面積でございまして、これが千九百九十七平方メートルございまして、このパーセンテージを見ますと、復帰時の面積の八・二％になっております。以上が沖縄における米軍施設の返還の状況でございますが、この返還になったものが自衛隊の基地に使われておるものがございますから、そういう観点からは全部が全部民間で返還地として使つておられるわけではございませんが、米軍から返つたという点だけを申し上げると以上のとおりでございます。

○鈴木委員 いまはいわゆる沖縄に対する基地の削減状況を言われたわけでありますけれども、それは本土の方におきまして、この米軍基地の数、それから面積の割合はどうでしょうか。

○斎藤(二)政府委員 本土と沖縄の比較でございますが、本土におきましては、四月一日現在で、駐留軍施設は七十七施設でございます。平方キロメートルで申し上げますと、二百三十三・七平方キロメートルでございます。いま、沖縄復帰の時点で本土の基地がどれだけあつたか、ちよつと資料を手持ちしておりますが、これを先ほど申し上げました四月一日における沖縄の米軍施設と比べますと、施設において本土が七十七であるの、本土の施設が五十四である。それから面積が、本土は二百三十三・七平方キロメートルですが、沖縄は二百六十三・二平方キロメートルになっております。

全体で、日本全体にございまして施設の数が合計しますと百三十一になって、面積が四百九十六平方キロメートルでございます。これを大ざっぱに

申しますと、約五百平方キロメートルの日本全体の基地の中で沖縄に二百六十三ある、過半数以上であるという状況でございます。

なお、本土における基地の面積は、これは自衛隊が入っておりますが、〇・三％、それから沖縄における基地の面積は一一・八七％、大きな開きがございます。

○鈴木委員 そうしますと、沖縄と本土とでは面積が、あつた沖縄に比べて、内地の場合に比べて六平方キロメートルで、内地の場合に比べては二百三十三・七平方キロメートルだということになります。言われたわけでありますけれども、本土に占めるいわゆる米軍基地の割合というものを、そしてまた沖縄における米軍基地の占める割合はどういうふうな割合なんですか。何％でしょうか。

○斎藤(一)政府委員 いまのお尋ねは、先ほど申し上げたつもりでしたが、沖縄において基地が沖縄県面積に対して占める比率は一一・八七％でございます。本土においては、駐留軍だけのパーセンテージがちよつといふ手元でございますが、自衛隊を入れたら〇・三％である。これは駐留軍の占める面積が非常に小さいですから、現実の問題として非常にわずかであるというふうな思ひます。

○鈴木委員 防衛庁長官、沖縄の本土並みと言われて今日まで来たわけであります。それは、基地の削減としまして沖縄の方々の生活の本土並みへの向上ということが、まず政府が約束した沖縄の本土並みということでありまして、いま防衛施設庁長官が明らかにされました内容から見ますと、実に、内地とそれから沖縄とを比べてみますと、片一方は米軍基地の占める割合が〇・三％であり、沖縄における米軍基地の占める割合は一一・八七％というわけですね。となりますと、これじゃ沖縄の本土並みということはいふやないのか。政府は約束をしてくいていかかわらず、現実の問題として沖縄の本土並みというのはただ単にかけ声だけであつたということでしょうか。

○三原国務大臣 いま御指摘の点につきまして、本土並みの体制に持つていくという努力をすることを過去において政府は発言をしたと思つております。そうした点において、いま数字的に御指摘がございましたように、沖縄県においては一一・八％、県の面積に對比してそういう数字である。本土においては〇・三％であるという非常に懸隔が出ておるということを、御指摘のとおり私も受けておるわけでございまして、この点につきましては、面積問題という点ばかりでなく、防衛に対する基地のあり方等について、戦略的な問題等もあつて、米軍が沖縄に重点的な配置をいたしておるということがそういう結果になることを率直に私自身も受けとめておるわけでございまして、したがって、沖縄県民の方々に本土と比べて非常に過重な負担をかけておるということにつきましては、私どもも十分にその事情を把握いたしておるわけでございまして、いま御指摘の点につきましては、私どももそういう立場から沖縄の将来に対して過重な負担をかけておるという点で処置してまいらなければならぬという考え方でおるわけでございまして、

なお、沖縄の基地につきましては極力統合整理をして、沖縄県民の方々の期待にこたえねばならぬという責任も感じて、鋭意米軍側と折衝を続けおるというのが現状でございます。

○鈴木委員 防衛庁長官は、沖縄がそのように本土と比べて大変に米軍基地がふくそうしているという点に対して、それはそれなりに努力をされてきたというわけですが、具体的にどのよう努力をされましたか。

○三原国務大臣 具体的に返還に対する今日までの数字的なお答えにつきましては、政府委員に説明させていただきます。

○斎藤(二)政府委員 沖縄の米軍施設を整理縮小することにつきましては、まず過去において昭和四十八年の一月二十三日に日米安全保障協議会という場で、第十四回の日米安全保障協議会をございまして、そこでまず第一回の返還の計画を立て、

それから次に十五回の同じ会合、四十九年一月三十日で再びさらにそれに加えるものを考え、さらに五十二年七月八日、昨年の夏でございませうが、第十六回の日米安全保障協議会で三たび整理統合の計画を日米で話し合ったわけでございませう。その結果、返還計画として第十四回では四百六十九万九千平方メートルのものを返還しよう、十五回では二千八百八十二万平方メートル、十六回では二千三百八十九万平方メートル、合わせますと五千七百四十一万平方メートルのものが合意があつて、そして移設ができれば返還しようという話し合いができております。ただ、御案内のように、移設というが大変経費のかかる問題でございませうし、同時に移設先がなかなか受け入れ先がないといったような困難な問題がございまして、たゞいままで返還済みである面積は以上十四回、十五回、十六回はまだございせんが、全部計算しますと約一千万平方メートルのものが返還になっておるわけでございませう。したがって、返還予定のもの、先ほど申しました五千七百四十一万平方メートルから差し引きしますと、約四千七百三十四万平方メートルのものを今後、いわゆるリロケーションと私も申し上げておりますが、兵舎の移設あるいは施設の移設、そういったことをやって返還するという予定でおるわけでございませう。

○鈴切委員 いま内地と沖縄を比較してみたら、ところが、大変に沖縄の方の基地がふくそうしておるという現実の問題、それに対して政府は、沖縄の本土並みということを言つて、今日まで沖縄の返還協定に伴う答弁をされてきたわけでありますけれども、それが一向に進まないうちに、また五年をここで迎えようとしておるわけでありませう。これは私は許された問題じゃないと思ふのです。これは明らかに政府は沖縄県民に対して約束をたがえていられると言わざるを得ないわけですね。そればかりではありませう。アメリカの韓国撤退に伴つて、すでにアメリカの海兵隊並びに空軍は沖縄の基地強化という形をとつておるような状態で、ますます基地は集約、強化されておるという現実です。これについて政府は何らか調査をされておられますか。

○三原國務大臣 お言葉について、私は問題を提示するわけではございせんけれども、いままで政府は核抜き本土並みという言葉をよく使つてまいりました。そういう体制については核を置かないというようにすることで本土並みということを申し上げてまいりましたが、実際上の防衛の兵力配置あるいは基地の体制等については本土並みということとは、できればそういう方向にいきたいという私は気持ちを持つておつたと思ひます。けれども、現実問題として、基地の面積は、本土が〇・三%であつて、沖縄県には一・八%という過重な負担をかけておるということは現実受けとめておるわけでございませう。できるだけ基地を縮小し、合理化して整理しておこうということは考えてまゐつておるわけでございませう。

なお、今後におきましても、演習地でございませうとか、先ほど新自由クラブの中川先生も指摘されましたが、これは生活環境あるいは社会風習というものが違ひましようけれども、狭隘な土地に住宅を建設しておるとか、ゴルフ場を設置しておるとか、いろいろな点についても、アメリカ軍に対して、私どももいたしましては、日本における駐留については、日本の社会的なそうした風習なり生活習慣というふうなものを踏まえてできるだけ考えていただきたいというふうな面からも、基地の整理統合について協議折衝を続けておるといふ事態でございまして、いまでも何とか沖縄の基地の縮小整理について相談を進めておる、折衝をいたしておるというものが現状でございませう。

○鈴切委員 いま防衛庁長官は核抜き本土並みというところで、いわゆる核がないということが本土並みであつて、言うならば、内地と沖縄と比べたときに、沖縄の基地はアメリカの極東戦略の一環から言うならば、それは相変わらず本土並みにできな、こういうことなんでしょうか。それと同時に、核抜きというところで本土並みを公約されたということは、沖縄返還前は核兵器があつたということでしょうか。

○三原國務大臣 第一点の面積からする問題でございませうが、できるだけ沖縄の基地を縮小していきたいというの、これは私も県民の心を心として考えてまいります場合に、できるだけ縮小していきこうという点につきましては、そうした考え方のもとに基地の整理統合を米軍と折衝いたしておるわけでございませう。

なお、いま、核の問題について、それでは沖縄返還前において核があつたのかというお尋ねでございませうが、そうしたことにつきましてはいろいろ国会等で議論はございました。しかし、私どもは、核はないということ政府としては皆さん方にお答えをしまつたところでございます。し、沖縄返還後も返還後もそうした核抜きの体制でいくということでおるわけでございませう。

○鈴切委員 防衛庁長官、要するに防衛庁長官はこれから沖縄における基地を将来どのようにお考えになつておるか、そしてまた削減縮小をするというお考えがあるとするならば防衛庁長官としてアメリカとのようにして話し合いをされるのでしようか。全く口だけで沖縄、本土並みということだけを言つたつて、現実の問題としてはほとんど縮小されないままに現在基地が残つておるわけじゃないですか。ですから、これから沖縄の県民の方々に、政府としてどのように取り組んでいかれるのか、基地の縮小をやつていかれるのか、具体的に明らかにしていただきたいです。

○斎藤（一）政府委員 先ほど私が発言しました中でちょっと訂正申し上げたいことがございませうが、今後返還予定であるものが四千七百三十四万平方キロメートルと申し上げておればそれは間違ひでございまして、四千七百三十四万平方メートルでございませう。キロメートルで言いますと約四十七万七千平方キロメートルということになります。

ただいまお尋ねの点は、先ほどもお答えいたしましたように、米側と日本側の最高の関係者が日米安保協議会というところで、米國が沖縄に持つておる基地について返還できるものは返還してく

れという話し合いを、先ほど申し上げたように過去三回において重ねてまいりまして、その結果、先ほど申し上げたように、どこかの施設はどういう移設をやつて返してくれというような今後の話し合いがございませう。今後、先ほど訂正いたしました四十七万七千平方キロメートルのものを返す予定である。ただし、これは移設を伴ひ、またどこへ移転をするかといったような困難な問題がございませうので、そういう話し合いがございませうが、なかなか実現が困難であるという状況でございませう。

○鈴切委員 過去三回話し合いが持たれたけれども、現実の問題として実際には基地が縮小されておらないというところでございませう。過去三回おやりになつたけれども実際には基地が縮小されておらないということなんでしょう。今後政府はどのようにして沖縄県民の方々に基地の問題についてお約束をされるのかというのを申し上げたいのです。それについて具体的な案がなければ沖縄、本土並みと言えないじゃないですか。

○斎藤（一）政府委員 たゞたびお答え申し上げておりますように、今日まで約一千万平米のものは返還になっております。それからさらに四千七百万平米のものを今後どうやって実現していこうかという段階にあるということをお答え申し上げておるわけですね。

○鈴切委員 基地の問題については、防衛庁長官、やはり基地の中に沖縄本土があるような状態を放置しておくわけにはいかないです。ですから、防衛庁長官として少なくともこれに対して全面的な努力をされるということをお約束なさつたらどうなんでしょうか。その点についてはどうでしょう。

○三原國務大臣 日本の安全保障について、先ほど申し上げておりましたように、沖縄県民の方々に非常な過重の負担をかけておることは十分受けとめておるわけでございませう。これから全面的に沖縄の基地を本土並みにするというのをここで約束せよということではございませうが、私どももいたしましては、現在、アメリカがわが國の安全保障に

ついで一つの有力な協力者になっていただいております。この基地を一挙に全面的に縮小するということ、いまここで鋭切委員に申し上げる立場ではございませんが、私もいたしましては沖縄県民の心情はよくわかりますし、将来に対する希望も持つ県民生活がしたいという心情もよくわかるわけでございますから、極力、私も基地の統合整理、縮小について最大の努力をするということだけはここで申し上げることはできませんけれども、全面撤回について返答せよと言われましては私から申し上げることのできないことは御了承賜りたいと思うのでございます。

○鈴切委員 もう一つは、基地の削減と同時に、沖縄の方々の生活の本土並みということを経務長官は言われたわけでありまして、確かに沖縄の皆さん方は長い間御苦勞されたわけでありまして、そういう意味から言うならば、全面的にこれをバックアップしてあげなければならぬと私も思っておりますが、沖縄の地籍不明による混乱というものもずっと続いてきておるわけでありまして、政府はこの問題についてどのような御認識をなされておられますか。

○藤田国務大臣 沖縄開発庁の方がいま受け持っておりますのは、民間の土地の地籍を明確にする点でございます。これは二十万平方キロ弱あると思っておりますが、集団和解という方式によりまして、現在、西原村それから沖縄市の一部、読谷村の一部、それに取りかかっている次第でございます。この集団和解が進んでいきますと、最後の詰めがむずかしい点がございまして、最後の詰めのむずかしい点をどうしたいかということ、現在はこの三つの経緯を生かしましてその方策を考えておるような次第でございます。

○鈴切委員 沖縄の地籍不明であるという面積は約二十万平方キロメートルあるというわけでありまして、字にしますと大体幾つでしょうか。

○龜谷政府委員 ただいま大臣が御答弁申し上げた中の数字について私から若干補正をさせていただきます。

いただきますが、大臣が申し上げました民地につきましては、県の調査の結果がわれわれの手に届いておらず、数字では約二十万平方キロ、これに防衛施設庁所管の基地の中で不明地と言われておりますのが約百二十万平方キロでございます。合計百四十万平方キロ程度と理解をしておりますが、お尋ねの問題でございますけれども、私も開発庁が県と所管しておりますいわゆる基地外の不明地域におきましては、町村数で十五市町村、これは字の数でございますが、いわゆる字数で約六十件というふうに理解しております。

○鈴切委員 十五市町村あるわけですね。いわゆる基地外の不明地が十五市町村あって、字に直すと六十件あるわけですね。いま現在、沖縄開発庁はこれに対して何件手をつけておられますか。

○龜谷政府委員 お答えいたします。復帰後五年間、この問題に県と共同で携わった経過から申し上げまして、復帰後の二年間が、先ほど御答弁したいいわゆる不明地域の総体の把握を県とともにいたしました結果、二年からしまして、いま私が申し上げましたような総体として二十万平方キロ、字の数で六十というものが判明したわけでございます。五十年からこれの基礎調査に入り、五十一年にはその一部、御案内の西原村において実態の調査及び和解に至る行政措置に入ったわけでございます。結論から申し上げますと、現在西原村及び沖縄市並びに読谷村の三市町村につきまして境界確定作業に入っておりますので、現在詰めておりますところの中で六字界でございます。

○鈴切委員 これは問題じゃないですか。今日地籍明確化のためにいわゆる沖縄開発庁が精力的に取り組んでおるといながらも、実際には地籍不明のところは六十件あるというのに、わずか六カ所しかやってないというところは、あと五十四カ所はそのままだ手をつけないでおるわけですね。

○龜谷政府委員 ただいまお答えいたしましたように、復帰の時点におきまして民地に係る境界不明地域の総体の概算がまだ完了しておらなかった

時点で復帰をしたわけでございます。そこで、復帰の時点におきまして、県の土地調査事務局、これは先生も御案内のように、復帰前長期にわたって沖縄の境界不明土地の調査をやってきた事務局でございますので、県と相談の上で、早急に全体の状況を把握することが必要だということになりました。県の了承のもとに二年からしまして概算が終わったわけでございます。

その後、ただいま申し上げましたように、五十年、五十一年と実体の措置に入ってきたわけでございます。私どもとしては、先生の御指摘のように、復帰後直ちに境界不明地域の確定作業に入らなかったという点について御批判をいただくことはごもっともであろうと思いますが、いま申し上げましたような経緯で、全体の把握、それからこれに取りかかる準備、それから先生も御案内のように、現地におきましてこれらの関係地主がそういう連絡協議の態勢の整ったところから逐次実施をするという体制でもございまして、御指摘のように必ずしもすべての市町村にわたって一斉に行われてないという点は、率直にわれわれも、やむを得ないこととは思いますが、認めるところでございます。

○鈴切委員 問題ですね。六十件あって実際に五十四件は手をつけていないという状態でしょう。その手をつけた六件ですけれども、いまあなたがおっしゃったように、西原村あるいは読谷村、ほかの問題を含めて六件手をつけたわけですから、それはこれは完全に地籍が明確になっていきますか。

○龜谷政府委員 細かい数字になりますので、若干お許しをいただきたいと思いますが、五十年から入りました西原村につきましては、いま私が申し上げましたのは字界でございますが、ブロック数にいたしまして、これがさらに小分けをされまして七十五ブロックでございます。この七十五ブロックのうちで現在すでに完全合意をいたしましたブロック数が五十四でございます。なお未合意の二十一ブロックが残っておりますが、このうち数

人の方の最終的な同意がとれないという問題もございまして、総体の結了のところまで至っておりませんが、この中の相当部分については実質的に合意に達しておると私たちは承知しております。

なお、県からは書類の手続等もございまして、先般この五十四合意ブロックのうちの十五ブロックにつきましては、内閣総理大臣によりましてこの国土調査法に準ずる認証を受けるべくすでに国土庁にも送付し、その結了を見る段階でございます。

なお、沖縄市につきましても、百二件のブロック数でございますが、すでに合意に達しているブロックが八十ブロック、それから読谷村におきましても、現在なお作業続行中でございますが、合計五十八ブロックのうち、すでに十六ブロックが合意に達しております。残余の未合意ブロックの中でも、私どもの聞いておりますものでは、五月ごろには県から認証の手続をとるための申請が相当数上がってくる、こういうふう聞いております。

○鈴切委員 いま御説明があった状況をつまびらかに見ますと、合意をしているものもありますし、それから未合意の部分もあるわけでありまして、けれども、どうしてこんなに地籍を明確化するのに未合意であるかという問題について、皆さん方はどのように判断をされておるか。このようにして未合意が残ってしまうわけですね。未合意が残ってしまうと、これはやはり認証することはできないわけでしょうから、そういう意味からいいますと、実際に地籍の明確化はできないわけですね。ですから、そういう点から考えて、未合意が残るというのはどこに欠陥があるのですか。

○龜谷政府委員 ただいまお答えをいたしましたように、実例で申し上げますと、西原村の場合、合計七十五ブロックのうち、すでに完全に合意をいたしましたブロックが五十四あるわけでございます。なお未合意のブロックが二十一につきますが、その大半は事実上合意に達しておるわけ

ございますが、中で若干の方が土地に係る権利調整について最終的に合意をされてないわけがございます。

具体的な事例について類別して申し上げますと、私も承知しておりますケースといたしましては、復興前、いわゆる米軍割当て土地というところで書類上登記された土地と、今回各個人間で調整された結果との土地の境界が異なっている、こういう問題について最終的な合意をされないという問題もござります。あるいはまた、中にはその境界の変更に伴います新たな所有権関係の中で、その地域の中に市町村道のようないわゆる公共の用に供せられる土地等が介在をしまして、これらの土地に関連をして諸問題が起り、最終的に合意に達してない、こういうケースもあるように理解をしております。

○鈴切委員 政府から出されたいわゆる地籍明確化法案ですけれども、それは御存じのとおり基地内における地籍を明確化すると同時に恒久法だというので、悪法であると言われてるわけですが、けれども、基地内における地籍を明確化して、隣接する地籍が明確化になっていなければ、これは実際には明確化にならぬじゃないですか。基地内は皆さん方が一応それなりに線引きをされて、これで地籍が明らかになったというふうにおっしゃっても、結局その隣接する基地以外の土地の実際の地籍が明確化になっていないと、その接するところはどうするのですか。接点はできないじゃないですか。線引きできないじゃないですか。これはどうお考えになっておりますか。

○斎藤(一)政府委員 いまの点は、政府の案では、基地の中にある土地に隣接する同じ字のところについては防衛施設庁が地籍を明確にするというふうな考え方で政府案が出ております。

○鈴切委員 基地の周辺の字について地籍を明確化するというわけでありませうけれども、結局その隣の地籍というものが明らかにしなければ、線引きができないじゃないですか。そうじゃないですか。

○亀谷政府委員 私、実は昨年まで現地の総合事務局長をしておりまして、現地の防衛施設局所管のいわゆる基地の中の境界不明土地及び隣接する民地の境界不明土地の問題は、先生のおっしゃいますように、やはり相当関連があるわけでございます。それはいろいろの面にも今後協力して作業を進める必要もあるわけでございます。私の承知しております範囲では、現地に、防衛施設局及び開発庁総合事務局並びに地方事務局及び県及び関係市町村をもつて、現地におきましてこれらの境界不明土地調査のための連絡会議、調整会議等を持ちまして随時並行してそういった問題のそご、粗漏のないようやるということで連絡調整をしたというふうにも私も理解をしております。

○鈴切委員 防衛庁長官が出されました基地確保法案というものは、基地並びにその周辺というところでありませうけれども、周辺のさらにまた周辺というところがあるわけですが、そういう意味からいいますと、地籍明確化というものは沖繩全土の地籍不明地に対してやらなければならぬということでは当然のことだと思ふのですが、その点については防衛庁長官はどうお考えですか。あのような法案についてはあなたたちはまさか固執をされるわけがないとは思ひますけれども、地籍について混乱を起させざる法案だというふうには私は思ひますけれども、この点についてどう考えますか。

○三原國務大臣 基地及び基地の外との関係調整等が基地内の地籍明確化に関連をして、いま御指摘のようなことのあることも承っております。御指摘でございます。したがって、いま開発庁から御答弁がございましたように、私どもの方におきまして、この基地の外の字を境にして地元との関係者、それから開発庁あたりと相談しながら実は鋭意努力を続けて今日まで参ったというのが実情でございます。いま御指摘のように、しかしそれがまた全体に影響するではないか、波及してくることであらうということも、いま御指摘のことについて、私どもも実際に地籍整理をする間においては、開発庁とともに全体のそうした地籍明確化を

やる必要があるということも認めてまいっております。ところでござります。

○鈴切委員 いままでこのようにして地籍不明による沖繩県民の方々は大変に御苦勞をされておられるわけですね。政府は、果たしてこの沖繩の県民の方々の地籍不明によるこの生活への影響というものをどの程度とどのように認識をされておるか、認識が甘いのではとこの地籍明確化という問題は、これからの重大な問題であると同時に、なかなかできるものじゃありません。だからまず、地籍不明に伴うところの沖繩県民の生活への影響というものをどれくらい深刻に感じ取っているか、その点についてちょっと御答弁願いたいと思ひます。

○亀谷政府委員 しばしば委員会及び各方面で私どもの所管開発庁長官から御答弁申し上げておるところでござりますが、この地籍明確化の問題は、沖繩の復興開発を遂行する上でいわば土地利用の基本にかかわる問題でござります。と同時に、個人個人の土地所有者の方におかれましては、いわば土地の紛争が解決できない限り、個人の方としても土地の有効利用ができない、こういう意味で、いわば個人の生活にも大きなかかわりがある。こういう意味において私どもは当然、先生の御指摘のごとく、沖繩の開発上及び個人の経済生活上もきわめて重大な影響を及ぼしておる、こういう認識を持っております。ところでござります。

○鈴切委員 復興に際して政府は、沖繩における地籍不明問題を早急に解決すべく特別の処置を講ずべき責任があったと私は思ふのですけれども、なぜ立法上の特別措置を講じなかつたのですか。今日までお話を伺ったのですか。

○亀谷政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生の御指摘の地籍明確化の法制上の問題は、確かに私も復興の時点から検討してまいりました。ただ、当時からこの特別立法が必要であるという論議も確かに国会で御指摘がございまして、われわれも拝聴しておるわけでござりますが、先生も御案内のように、特別

立法というものがその内容においてきわめて私権にかかわる重大な問題を含んでおりますので、自來、慎重に検討を要するものとして今日に至っておりますわけでございます。実は冒頭御答弁申し上げましたように、この問題に関連をしまして、四十七、四十八と復興後の二年間におきまして、現状の把握をするための早急なる調査が必要であらうということで、県と協力のもとに現在のような調査をやつたわけでございます。その後、これらの地域につきまして、くどいようでございますけれども、どういう形でやるかという論議になりました。ただいま申し上げましたように、四十九、五十の二カ年にまたがりまして、県を含め防衛、開発、法務、国土庁等関係省庁で数次にわたる協議検討いたしました結果、軍用地につきましては防衛施設庁、非軍用地につきましては開発庁と県がこれに対応することにしたわけでございます。

ただ、この措置に並行いたしまして法制上の検討も逐次やつてきたわけでございますけれども、ただいま先生の御指摘の内容に触れさせていたいただきますと、結局、最終的にこの地籍を確定するための集団和解に関連をいたしまして、最終合意に至らない問題を行政法上どういうふうにかこれをフォローするかということになりまして、昨年の秋、先生も御案内のように、すでに県当局からは開発庁長官の行政裁定に関連をした法案の要綱もいただいております。これらに点につきますと、いよいよ土地の所有権の確定という行為につきまして行政上の裁定というものを伴う法規をつくるということにつきましては、立法、司法及び行政の接点として非常にむずかしい問題がございまして、いろいろと論議を今日までしてきたのでございませうけれども、やはりそういった措置にまで踏み切るにはなお相当の問題があるというふうにかえてきたわけでございます。

○鈴切委員 いま問題点を御答弁なさつたわけでありませうけれども、集団和解ということが結局思うようにいかないということなんですけれども

ね。これについて、政府はあえて集団和解方式を捨てるということではなくしてさらに続けていこうということでありませうけれども、集団和解が行き詰まってしまうにいかかわらず、さらに新しい物の考え方がそこに出てこなければ、この地籍の問題については相も変わらず地籍の明確化ができないままに推移するということは間違いないではないですか。その点について集団和解方式でやるのだからと言つても、結局、最後の接点のところにおいて、いわゆる私の地籍がそうじゃないと言ふ人が出た場合、これは結局そういうふうな混乱のもとをつくと同時に、何ら解決の方法にならぬじゃないですか。

○農谷政府委員 ただいまの先生の御質問は、集団和解というもののだけでは最終的な解決ができない場合についての措置もお考えの上で、政府は今後現状の行政措置を続けるか、こういう御質問だと思ひますが、率直に申し上げまして、集団和解という現在の民法上のたてまは、社会、公明、共産三党の御提案のいわゆる地籍明確化法の中でも原則としてはうたわれておると理解をしておりますけれども、最終的にそれによつてもなおかつ解決しないという問題の一つの解決手段として、所管します開発庁長官が行政裁定をするというやり方で実際にできるかどうか、こういう議論を絶えずわれわれも議論をしてきたわけでございます。

御専門の先生にはくどいようでございますけれども、私どもの現在までの検討の結果で申し上げますと、御案内のように現在の土地の権利の確定、確認という行為が、いわゆる民事法体系上から申しまして、最終的にこれの紛争解決の手段はいわゆる民事訴訟によるところの訴訟体系に組み入れられていくわけでございます。

しからば、これを行政裁定という形でなし得るかということでございますけれども、われわれが政府及び関係方面と協議をいたしました現在までの結論では、現在の民事法体系上行政裁定という一つの行政行為によつてこれを確定をするというこ

とには相当無理がある、問題がある、こういうふうな結論を持つておるわけでございます。

なお、もう一点つけ加えて申し上げます。いただきますならば、社会、公明、共産三党の御提案のいわゆる地籍明確化法案の中でも、あくまで原則は集団和解であり、なおかつ合意ができない場合に行政裁定をすると言ひてございしますが、しかしこれは現在の民事法体系上のいわゆる民事訴訟を拒否しておられません。これでどうしても行政裁定でできない場合には、やはり上級裁判所に上訴するという道が当然補完的になされていくところでございます。そういったしますと、仮に行政裁定をいたしましても確定をできないという場合、結局いまだ民事訴訟法体系で最終判決まで行くわけでございます。

そういったしますと、現在の三党御提案の法律案でも、最終的にはこの土地の権利の確定を現在の国土調査法に基づきますところの国土調査に準ずる措置として内閣総理大臣の認定にかかわらしめるというふうな規定されておるようにも私も理解しておりますが、いま申し上げましたように、仮に行政裁定をしたといたしましても、やはり不同意の方があつたという前提で上訴審が認められるという法体系にならざるを得ないと思ひます。ならば、国土庁の国土調査に準ずる、いわゆる内閣総理大臣の認定によりますところの職権登記は最終まで確定できないという意味においては、やはりこの行政裁定ということ自身が民事法体系上問題がありまふと同時に、最終的な結論にはならない、こういう問題もあると私どもは理解をしております。

○鈴切委員 三党提案のいわゆる地籍明確化法案は、やはり沖縄の県民の皆さん方が大変に悩んだ末、これ以外にないということで、確かに集団和解方式というものを続けながら、最終的には行政行為が必要であるということに判断したわけでありませうけれども、いま政府が言うように、集団和解方式だけでは最終的な問題が解決するかというところになると、私は全く解決されないと思

うのですが、何か具体的な考え方はないのでですか。

○藤田国務大臣 ただいま局長が申し上げましたようなことでございしますが、おっしゃいますように、集団和解方式で煮詰めるところまでは煮詰めていきまして、最後に残った点を何らかの形で解決しなければならぬわけでございますが、局長が申し上げましたように、行政裁定ということはどうも民事の体系になじまない。いろいろ協議をいたしました。そこで、三党提案には調整審議会というのをごさした方が、こういう審議会のようなものを経た上で沖繩開発庁長官が意見を述べ、あるいは勧告するといふふうな形のものである、あるいはこれを有効に使うといふふうなことは、強制力がありませうからもちろん地方自治体の御協力も要りますし、またそれぞれの土地の所有者の方々の御協力も要るわけでございます。しかし、これを有効に使えるような方策を考えねばならぬではないか、かように考えております。

○鈴切委員 沖繩開発庁が市町村並びに沖繩県の意見を聞いて、そして最終的には集団和解方式ではどうにもならない部分については勧告をするあるいは意見を述べるといふふうなことを考えておられるようでありませうけれども、いまおっしゃつたように、勧告とその意見を述べるといふことは全く強制力がないんじゃないですか。となりますと、最終的にトラブルを起こしている問題について勧告をするあるいは意見を述べられても、私は承服できないという場合はどうなんですか。

○藤田国務大臣 それは先ほど局長が申し上げましたが、やはり訴訟に訴える、それ以外には手がないと思ひます。

○鈴切委員 では、いま現在訴訟にあるその場所について集団和解方式を進めていくことは何ら弊害がないということでしょうか。現在もうすでに訴訟が起つていふところとで集団和解方式を進めていふところとで、そのところは残るんじゃないですか。その部分はどうか。たな上げするのですか。

○農谷政府委員 各地域におきますところの土地

境界紛争の訴訟について私は正確な把握をいたしておりませんが、先般聞きましたところでは、いわゆる与那原地区の市街地の中であつて係争中の民地につきまして、那覇の地方裁判所において一応結論が出た案件を承知しております。これは私から弁解で申し上げるわけではございませんが、先生方に現地を御視察いただきました中の一つの事例をいたしまして西原村で現在ほとんどのところが合意をしておりますけれども、なおごくわずかの地区について完全に合意に達してないところがございます。その一つの事例で申し上げますと、私が先生の御質問にお答えしましたところの割り当て土地で現在登記されているところが今回のお互いの修正によつて土地が変わる、こういう問題が原因の一つだと申し上げた事例に当たると思ひますが、私のお聞きしております件では、いわば従来御自分の土地だと考えておられた中に井戸がある、この井戸が今回のいわゆる関係地主間の話し合ひで復元をした結果、御自分の井戸でなくなる、相手の土地に移る、こういうケースがあるわけでございします。私は正確には理解をしておりませんが、沖繩の県民の方の県民感情としてこういう井戸というもののに対する信頼といふことが関心が非常に強いようでございます。この問題はいわばそういう利害を超えまして絶対に現在持つておられる方は承服をされないやうでございます。こういうケースは、私は、現在三党で御提案されております開発庁長官が行政裁定をするという裁定をされましても恐らく同意をされないのではないか、非常に遺憾でございますが、そういう感じを持つておる次第でございます。

○鈴切委員 要するに話し合ひがなかなかつかないということで行政訴訟をいたしますね。そのときに、まず私どもの考えから言いますと、行政訴訟について、これはたな上げをして、そして集団和解方式に入っていくといふふうなシステムをとっております。それでどんどん進めていくといふかっこうになるわけでありませうけれども、皆さん方が考えておられる考え方がいふと、集

団和解方式の中でそういう訴訟の起こっている部分についてはたな上げもしないで、結局どのような形で集団和解をしていくかという問題については何ら回答になっていないじゃないですか。その点はどうなんですか。

○亀谷政府委員 ただいま御質問の点も三党御提案の中に、私の理解が間違いでございませぬけれども、いわゆる行政裁定にかかわりしめる案件につきましては一時民事の訴訟を停止することができ、こういう条文案があるように理解をしております。それに閣下としての御質問かと承知をした上でお答えをするわけでございますが、この点につきましては行政裁定に関連する各種の諸問題として法務省その他関係省庁と果次にわたって詰めてきたわけでございしますが、現在まで私どもの理解をしていて、これらの行政裁定にかかわりしめる紛争解決のために民事の訴訟、審判を停止するということについては相当問題があるというふうに私は聞いておるところでございます。

○鈴切委員 民事の訴訟を停止することが非常に問題であるというふうに言われているわけですが、そのならば、訴訟を残して集団和解方式というものはできないのじゃないですか。結局問題は、地籍明確化はいま政府が考えているようなやり方ではこれはできないという結論になってしまうのじゃないですか。民事訴訟をたな上げしないで、そしてそのままにしておいた場合には、訴訟である以上は完全にそこはトラブルがある場所ですから、トラブルがある場所に対して皆さん方は集団和解方式をおやりなさいと言ったって、訴訟をされている場合においては、問題は訴訟に持ち込んであるからと言って恐らく沖縄の県民の方々は集団和解方式には乗りませんね。とすると結局それは取り残されてしまつて地籍は明確にならない、こういう結論になりますね。

○亀谷政府委員 先ほど私現在の進捗状況の中で御答弁申し上げた点に関連をいたしますが、西原村においても現在すでに五十数ブロックは完全合

意に達しているところでございますが、なお残余の二十数ブロックにつきましても大半の方は賛成をさせていただいております。ただ数人の方がやはり最終的に御納得をいただけないというところで、一時これらの処理が停滞を起しているという現状でございます。私どもは基本的にいわゆる行政裁定というものが立法、司法、行政の接点といたしまして非常にむずかしい問題を含んでおるといふことでなかなかこれに踏み切れない、こういうことを率直に申し上げているところでございまして、先ほど大臣から御答弁いたしましたように、もしこれを行政裁定という形でないにしても、いわば現地に於ける意見を十分くみ入れた上で妥当、合理的な線、境界等について、行政官庁としての強い勧告と申しますが、こういった措置がとられるとすれば、それも現状からして相当の前進措置となるのではないかと、こういうふうにも考えております。

なお、冒頭申し上げましたように、先生の御質問の行政裁定が仮に民事法体系上調整がつくことといたしまして決定をいたしましたも、現在の民事体系で上訴をとめるわけにはまいらないという点もあるわけでございします。先ほど私が御答弁したような困難な事案についてはやはり最終的には結論が残る。そういういたしますと、結局現在の国土調査に準じてこれを内閣総理大臣が職権調整をやつて登記簿の変更ができるという制度に乗せるには、結論としてはやはり最終の民事の判決を待たざるを得ないということにおいては現在の法体系で同じになるのではないかと、こういうふうに考えておるわけでございします。

○鈴切委員 実際に地籍の不明化によるところの訴訟というものが行われておりまして、裁判に訴えて最終的にはどのような結論が出たかといふことと、結局はお互いに話し合う以外ないということですね。こういう裁判の結論が出ておりますね。それであるならば、その訴訟の問題に対して、地籍が不明になっている場所の解決というものは、結局また和解方式に戻つてしまつたものでは、これ

はいつまでたつても結論は出ないということじゃないですか。そうですね。それから与那原の場合、ちょっと例を申し上げますと、たしか四、五カ所くらいあったかと思ひますけれども、老朽化した、そして家を建てようと思つたところが、いきなりこれは私の土地ですよということに訴訟に持ち込まれてしまつて、家も建たないという問題がございしますね。そういう場合において、具体的に与那原のそういうふうな地籍の明確化について、政府は和解方式で果たしてこれができるかどうかという問題について自信がございしますか。

○亀谷政府委員 与那原の事例は先生もよく御案内のように、沖縄の民地におきます土地境界紛争の中ではきわめて困難な事例の一つであらうと考えております。私の理解が間違つておらないことといたしまして、あの与那原地区のすでに市街化された地上権者の住んでおられます地域につきましてもは総体で約四千坪の面積が足りない、いわゆる割り当て地の関係において足りないというふうな、間違ひがないとすれば理解をしておりますが、これらの相当部分が市街化された、いわゆる市街地の道路の拡張その他によって相当土地が変更されておるといふふうにも理解をしております。大臣が先ほどとも御答弁いたしましたように、これらの問題の根底には、私が冒頭申し上げましたような一つの困難な事例として、割り当て土地が今回のお互いの相互間の調整によって変更された中に、いわゆるつぶれ地と申しますか、現地で言われております市町村道のような公共道路あるいは水路、河川等のようなものがありまして、個人の土地の総体の権利エリアからいいますと、結果的にその分だけが減耗と申しますか実質的には個人の価値から落ちる、こういう問題もあるということも前提にした紛争の困難な解決事案ということにもなるかと思つております。先生が御指摘の点は私はいさういふふうにあえて具体化をして御答弁しては、先ほど大臣が御答弁を他の議員の方にもされておつたところでございますが、今後関

係の中で、これらの問題について具体的にこれらについての所要の措置が財政上とられるというふうなことを前提に考えますならば、これらの紛争解決もさういふことを契機にかなり円満な解決に向かう要素になるのではないかと、こういうふうにも考える次第でございます。

○委員長退席、竹中委員長代理着席
○鈴切委員 いまあなたは、くしくも与那原において実際の登記面とそれから土地の実測との違いというところをおっしゃいましたね。四千坪も違うというのです。しかし、土地の権利者はそれぞれ権利を主張しながら固定資産税を払っているでしょう。固定資産税を払っているというその問題について、権利があるから当然それに対して固定資産税を払う。また固定資産税については、市町村はその権利に基づいて実際には固定資産税を取っているわけですね。実測は結局四千坪も少ないというのに、どうしてこれを調整するのですか。

○亀谷政府委員 ただいま私が申し上げましたのは与那原について申し上げたわけでございしますが、いわゆる民地全体の紛争地についてこれを概括的に考えますと、私の見解としてお許しいただきますならば、全体としての面積がいわば固定されたという場合に、この中で入り組みがあつて非常に足らないという場合もあるかと思ひます。いわば従来の地上権利者、いわゆる土地権利者と考へておられる方の登記面積が現実に今回復元をした結果、戦前持つておられた土地をオーバーをしておつた、こういう場合もあるかと思ひますし、もう一つは、戦後米国民政府の手で土地所有権証明を発行する際割り当て土地が行われたときに、それぞれ申告をされた面積が実測の面積をも超えていたというケースもあるかと思ひます。確かに先生も御指摘のように、これらの紛争の事案が今日に至つた原因は、何と申しましても個人それ自身の方の實地への帰属するのには非常に酷なケースであらうとは思つておりますけれども、私どもはやはり個人間の面積の移動あるいは権利の調整という問題については、個人間の問

題として最終的には解決をされるのもやむを得ないのではないかと思っておりますけれども、先ほど来私ども、大臣も御答弁しておりますように、関係の方面でこれらの紛争解決の手段としていざばつれ地等の問題が財政の補完措置を要するに於いては、これはまた一つ解決のための有力な要素となるのではないかと、こういうふうに御答弁しておる次第でございます。

○鈴切委員 公共施設とか道路については、これはつづれ地に対して補償をするということをおっしゃっているわけですが、しかし、実際に四千坪の食い違いがあつて、固定資産税を払つておるその中において、実測は四千坪足りないわけですか、これに対しての調整をどのようにされるのですか、四千坪について、しよせん不可能に近いじゃないですか。そうしてまた、固定資産税を払つて権利を主張しておつたところが、実際には実測がそれよりも少ないということで、片一方の方では固定資産税まで払つておつて、そうして権利を主張しておるのに、最後は和解方式でやりなさいと言つたつて、これはなかなかむずかしい問題じゃないですか。そういう問題について、果たしていま政府が考えているような集団和解方式でこれが可能であるかということですね。まず私は不可能であるかと思う。それくらい沖繩の問題については地籍が非常に入り組んでいるし、むずかしい問題があるわけですから、それをやはり相変らず和解方式だけでやり、しかも最終的には勧告と意見を言うということだけで果たしてこれができるかということについて、本当に自信があるんでしょいか。

○亀谷政府委員 私どもは現在の時点で、与那原のような困難なケースを含めまして一〇〇%直ちに円満解決するとは決して自信を持って申し上げるつもりもございません。ただ、冒頭から申し上げておりましたように、しからば三党御提案のように、行政権を法的に裏打ちをしまして行政裁定をすることができれば問題はないわけでは

ございませんけれども、残念ながら現在の民事法体系上、この点については相当問題があるということが、現在の時点における結論でございます。

〔竹中委員長代理退席、委員長着席〕

もう一方、くどいようでございますが、行政裁定が、一歩譲つてと申しますか、仮になされたといひたしまして、私がたゞいまお答えしましたような特殊な事案が相当あるわけでございます。やはり本人がそれでも納得をしないケースも当然予想されます。こういうことを考えますと、仮に民事法体系との調整が万が一にもついたりして、行政裁定という法規定がなつたとしまして、直ちにそれをもつて、いわゆる内閣総理大臣が国土調査法に基づきますところの、いわば国土調査に準じた認定ということにはならないといふこともございまして、最終的には極力関係地主の方のいわゆる集団和解と申しますか、話し合ひを詰めていきまして、大多数のものはこれによつて解決をしていく。なおくどいようでございますが、困難な事案で残りましたものに於いては、この委員会を通じて各先生方からいろいろの御議論、御提案のあるところでございまして、この解決の要素と契機に持つていくように政府としても心がけていきたい、こういうことでございます。

○鈴切委員 沖繩開発庁長官、いま局長が言われたように自信はない、自信はないけれども、やつてみる以外にないという話ですね。実際に地籍の不明の土地にいろいろ権利がふくまれているわけですから、なかなか集団和解方式ではできないわけですよ。その点について勧告あるいは意見を述べるといふことだけにどめておられるわけでありまふけれども、そうした場合に、恐らく私は、デッドロックに乗り上げてしまふ問題が起ると思ふのです。そのときには沖繩開発庁長官、どういふふうになれますか。

○藤田国務大臣 先ほど来たびたび申し上げておりますように、極力集団和解でもつて、話し合ひでもつて解決をしていきたいと思ひますが、先生

おっしゃいますように、最後にそういう問題が残るかもしれない。そのときには強制力があるまいせんけれども、地方自治体それから審議会、それらと協力をいたしまして、意見を述べる、勧告をするといふことをいたしたいと思ひますが、なおかつそれで解決がつかなければこれは訴訟ということにならざるを得ない、かように思ひます。

○鈴切委員 公用地の暫定使用ですね、五カ年間ということであつたわけでありまふけれども、政府は、公用地の暫定使用五カ年間、次の五カ年を迎えるときには何らかの措置をするといふふうにおっしゃつておりましたね。この公用地暫定使用の五カ年間に延ばすつもりですか。

○三原国務大臣 お尋ねの暫定措置法を延ばすかどうかという問題でございますが、御承知のように五月十四日をもつて日にちが切れるわけでございます。その間に皆さん方の審議を得てまいらねばならぬという事態でございます。こうした状態の中でございまして、でき得ますならば、というよりも、ぜひひとつお願いをいたしたいのは、五年間延長をさせていただきたいということをお願いを申し上げておるのでございます。

○鈴切委員 政府は初め公用地の暫定使用は五カ年間で、あと何かそれなりの立法措置をするといふようなことをおっしゃつておつたわけですね。またそれを延ばすということになれば、これは問題ですね。沖繩の方々は、公用地の暫定使用を延ばすといふことは、これは承知しませんが、なぜこの問題についてもう少し何らかの対処をする方法をお考えにならなかつたのですか。

○三原国務大臣 御承知のように、前国会におきまして、お願いをいたしたいといふことで出てまいつておりました。事態は御承知のような結果になつてまいりました。なおまた、実際に出しております法案自体を御審議を願ひにつぎましては、御審議を願つて可決いたしましたし、いよいよこれが施行の準備をいたしてまいりますのに二、三カ月ばかりかかるといふ事態でございます。そういうことでございまして、実際上私はこ

の法案の審議を一日も早くお願いをいたしたいといふことで、委員会の方に御相談をいたしておつたのでございまして、その際に、これはすでに沖繩が復帰をいたします時点から、地籍問題が沖繩の将来に対して非常に大きな問題であるし、これをぜひ国民のためにやらねばならぬということ、野党の方々から新しい法案も出てまいり、また県段階からも新しい法案が出てまいりました事態でございます。

そこで私といたしましては、政府が提案をいたしております法案と、そうして野党から出していただいております法案、また民社党なり新自由クラブ等の御意見等も承つてまいりますと、それをお互いが党派を超えて調整をして、沖繩の将来を考えて、新しい地籍法案を考えていこうと思つておるというふうな審議の過程の中で御意見を拜聴いたしておりましたので、私自身、政府が出しております法案を通すこと自体も、今国会の状況等を見てなかなか至難な状態である。でき得ますならば、政府が出しております法案と、野党の出していただいております法案、そうして民社党なり新自由クラブの御意見等を御調整を願つて、審議の中で最終的に、時限立法でございまして特別措置法等の問題も関連をしながら御検討願ひたいという期待を持って皆さん方にお願ひを申し上げてまいつたのが現在までの状況でございます。

○鈴切委員 公用地暫定使用のいわゆる五年間といふものに対して、本当に政府として暫定使用の五年の間にどれだけの努力をされたのですか。何を具体的にやられたのですか。

○斎藤（二）政府委員 暫定使用法ができましたときに、暫定使用法に基づいて使用をしておる地主の方が約三千人いらっしゃつたわけでございますが、これが暫定使用法の一、二項で、この法律に基づいて使用ではなくて、なるだけ所有者の方々の御了解を得て契約にする努力をしないといふ訓示規定が法律にございまして、われわれとしましてはこの一、二項の精神に従ひまして、三千人の

方々に基地として賃賃借をしていた努力を過去五年間大いにやってまいったつもりでございまして、その結果、四月一日では約四百二十人ぐらゐの未契約者になっております。この努力は三千人が四百数十人になったわけでございまして、なかなか相当な苦勞があつたわけでございまして、一方において、この基地の中の位置境界が明らかでない土地については、これは復帰の直後から、四十七年から基本的な調査を行い、四十九年にはこの調査に要する経費も予算として認めていただいたので、地籍を明らかにするためのいろいろな資料、物証あるいは戦前の写真、戦後の写真、そういうものを入手しまして、そうしてそれを図形化し、地籍明確化のための努力をやつてきたわけでございまして、そういう努力を五十年もやつておりますし、今後もやつていきたい。そういうことによつて地籍の明確化を一方において図るとともに、法の精神に従つて未契約の方をなくしていくという努力を今日までしてまいつたわけでございまして、遺憾ながらなお四月一日で四百二十人ばかりの方々の御了解を得なくて、その人たちのお持ちになつておる土地に対しての手当がつかないという遺憾な事態になつておるわけでござい

ます。

○鈴切委員 公用地暫定使用でしょう。暫定なんですね。五年間という暫定なんですよ。だから五年を超えればこれが切れることはあたりまえじゃないですか。そうでしょう。これはもうすでに五年前にわかつてゐるのですよ。すでに五年前にわかつてゐながら今日までほつておいたということについては、これは政府の責任は重大ですよ、公用地暫定なんですから。それに対して何ら手も打たないで、しかも四百二十人の方々がこれに対して反対をされてゐるという現実を防衛庁長官、どうお考えになりますか。

○三原國務大臣 いま施設庁長官が申しましたように、最大の努力をやつてまいつたのでございするが、最終的に四百名の方々にいおいてなお契約をすることができないという事態でござい

ます。努力の跡は私自身も現地の職員等から承つておるのでございするが、最大の努力をして何とかひとつ契約を完結して、暫定措置五年の期限を守りたいということでも努めてまいつておるのでございするが、事態はいま斎藤長官が申し上げたような事態でございするもので、この事態を踏まえていただきまして、何とか委員会において、野党から出ておられます地籍整理法案とともにわが政府が出しております法案等を勘案していただいて調整を願ひ、しかも五月十四日の期限ということになつておりますので、皆さん方の最終的な御判断に基づき、日本の安全保障の問題と関連をし、長い間の日米関係の歴史的な事情なり、なおまた日本の安全保障体制の完遂という問題等も踏まえて、ぜひひとつ委員会における審議の結果、対処、解決を願ひような事態に持つていつていただきたいというこを願ひ申し上げておるところでござい

ます。

○鈴切委員 五月十四日、十四日とおっしゃいますけれども、五月十四日というのはもう五年前から決まつておつたのでしょう。その間に政府としては特別立法か何かをつくるということをお約束になつたんじゃないですか、暫定使用のかわりに特別立法をつくる。そのように言われているわけですよ。なぜそれをおつくりにならなかつたのですか。

○斎藤（二）政府委員 当時の模様は、使用の問題についてではなくて、地籍の明確化についての何らかのやり方を考えようかということであつたというふうに承知しております。

○鈴切委員 いま施設庁長官、特別立法について、地籍の問題についてそれを約束したというふうなお話ですが、特別立法だつてやつてないじゃないですか。地籍の問題だつてやつてないじゃないですか、実際に。これは今日までほつたらかしてゐるじゃないですか。そうでしょう。まして基地の暫定使用についても、こゝまた沖繩県民にうそばかり言つて何もやつてこないじゃないですか。そして今日、五月十四日だと言つてこのよう

な不正常な状態において審議をせよということ自体が、本来ならば大変な問題です。だから余りにも防衛庁の方では勝手過ぎますよ、そんなことは。特別立法をなぜつくらないのですか。

○龜谷政府委員 先生の御質問の一部と理解をいたしますが、復帰直後の国会におきまして、当時の山中閣僚長官が国会の審議におきまして、この地籍の明確化をめぐる御議論の中で、特別立法をする必要があるのではないかと御質問に対して、いろいろ検討を進めてまいりますと最終的には特別立法が必要ではないかというふうにも私は考へておるところであります。この問題は主権にかかわる重大な問題でございまして、そういう立法化をする場合にはどういふ問題があるか、そういう観点から慎重にこれも検討したい、こういうふうに私は御答弁をさせていただいたというふうに理解しております。

○鈴切委員 いま現在、社会党もそれから共産党も入らないような状態、これは私は明らかに沖繩の苦悩だと思ふんですよ。しかも私も、社会党と公明党並びに共産党三党共同提案に係るところの地籍の明確化という法案を出しているわけですね。出してゐながらその審議に加へられないというのは、実際これは沖繩の苦悩ですよ。ですから私は、あえて五月十四日のこの問題について、すでに五年前にこういうことが起こることを承知しながらはつたらかしたという政府の責任に対して論及せざるを得ないのですが、それに対して政府はどのようにお考えになりますか、防衛庁長官どのようにお考えになりますか。

○三原國務大臣 先ほどから申し上げておりますように、私もどなたも申し上げたように、政府が提出しております法案を今国会において十分審議する時間的な余裕があるかどうか、そういうような問題もあわせて、二月初旬に出しました法案についてまず検討をし、そして内閣委員会において、時限的な法案でございしますので、できますれば早く審議を願ひすることができましますまいかというお願い

もしてまいつたところでございします。なおまた、その当時以前から、沖繩県において県から出していただけておりました法案もあり、これを中心にしていま申されましたように社会、公明、共産においてなお新しい法案をつくらつておいていただく、あるいは民社党も新自由クラブも御意見を提示していただいたのでございします。そういうことを踏まえてまいりましたので、その法案ができるまで内閣委員会の審議なりあるいは各党間における調整等もしばらく待てというふうな御意見等も拝聴いたしました。何とかひとつ五月の十四日という日には、ぜひ私もどなたも申し上げて今日に及んだわけではございません。なおまた、今国会におきましては連休等が続き、いまいろいろ御指摘がございまして、そういう御期待に沿ひ得なかつた事情もあると思ふのでございします。が、実際の事態はそういう経過をたどつてきたことでございします。特に鈴切先生におきましては、この野党三党の法案の整備等について非常な努力を願つてまいりましたし、そういう点で政府が出しております法案と関連を持たせながら、この委員会において新しい修正なりをしていただくことができればという期待を持つて今日を迎えておるといふのが現状でござい

ます。

○鈴切委員 政府が出してきたいわゆる基地の確保法案、これは明らかに基地の恒久化をねらい、そして地籍においても御存じのとおり基地内におけるところの地籍の明確化であつて、完全にそれ以外の民有地に対する地籍の明確化をうたつてない、そういう内容のものであつたということは事実ですよ。ですから私も野党三党は、沖繩県民の心をつかみ、また沖繩県の意見を聞いて、そして野党三党による共同提案の地籍明確化というのは、沖繩が今日まで抱えてきた地籍明確化に対する御苦勞に御苦勞を重ねた結果、どうしても三党共同提案を出したわけでは

ない、そういうことになりまして、初めて防衛庁並び

に政府の方はほかおきできないということでも全面修正をしようというふうな事になったわけですね。だから、本来ならば、もしもわれわれ、沖縄県民の方々がこの地籍の問題の世論を盛り上げなければ、政府は完全に基地確保法案だけを通して、そして軍用地を強制取用するというようなそういう考え方がなかったのじゃないですか。これは許されません。そういうことを考えまして、私どもは慎重審議ということをやつてもやつていかなければならないということで、まだまだ明らかになっていない点がたくさんあります。しかし、私は一応約一時間半ぐらいいはやつたでしょうが、そういうことで、私ども公明党の質問も三人はできることになっているわけですね。そういう意味において、きょうは私の質問については一応はここであれますが、関連質問があるということでございますので、関連質問を許していただきたいと思ひます。

○正示委員長 関連質問の申し出があります。これを許します。新井彬之君。

○新井委員 先ほどからいろいろと議論をされているわけですが、私は委員長にお伺いをしたいわけでございます。

今回のこの法案につきまして、委員長を初めとして多くの方々が現地視察に参加したわけでございます。その中でいろいろとお話を聞かしていただき、あるいはまた参考書類等をいただいたわけでございますが、私自身も本場に、沖縄県民のそれこそいままでの苦勞と申しますか、そしてまたそれに対する努力と申しますか、そういうことを痛く知ったわけでございますが、きょう初めてこの法案が審議されたわけでございます。私はいろいろな資料に目を通すにつけて思ひますことは、四十七年の五月のあの復帰のときにも佐藤総理が出てきていろいろなことを約束もいたしておるわけでございます。あるいはまた当時の山中総務長官もいろいろなことを約束いたしておる。そういうような経過を見ますときに、当然やはり沖縄の県民の方々のなせそれができなかったのかと

いうこともあわせて、今後これをどうしてくれるのかということについては、やはり現地のいろいろな状況にあわせて慎重に審議をしていかなければならない。したがって、当然地元の町長さん初め、あるいはまた県の方等にも参考人として来ていただいて事情も聴取しなければいけない、あるいはまた公聴会もしなければいけない、その結果としてやはり連合審査なり総理なり、当然これは審議をするべきであるということも私は強く確信をしておるわけでございますけれども、それに対して委員長のお考えを聞いておきたいと思ひのであります。

○正示委員長 新井彬之君の御質問にお答えを申し上げます。

慎重審議をすべきであるということについては、委員長も同感でございます。そのために参考人の招致あるいは連合審査をやるべきであるという御意見もごもっともかと思ひますが、御承知のようにすでに三日間にわたつて現地を調査しました。これは各党の責任者がみんな参つたわけでありまして。しかも今日までにお打ち合わせをして各党の代表の方々といろいろお打ち合わせをしてまいりました。本日はいわば最後の時間的制約もございまして、私からお伺いをいたしまして、できるだけ早く委員会を開いて御審議をお願いするようになつたわけですが、諸般の情勢上大変時間的制約を受けたことは残念でございます。しかしながら、先ほど来御熱心に御審議をいただいておりますことについては、委員長として心から感謝を申し上げる次第であります。

○新井委員 いまそういうお話でございましたが、私はもう先ほど申しましたけれども、とにかくこの五年間というものはいろいろなことが約束されて現実にならなかった。きょうまたここでいろいろな問題というのがあるわけでございますけれども、本場の慎重審議というのは、一歩でもよくしようと思へば、やはり参考人等を呼ばなければいけません。ましてきょうは社会党も共産党も、沖縄県民を思ふ気持ちは一緒だと思ひますが、それ

が出席でき得ないというふうな不規則な状況の中で、これ以上委員会というものは進められないんじゃないか、このように思ひわけでございますが、いかがですか。

○正示委員長 お答えをいたします。

社会党及び共産党の御出席方については、先ほど来、果次にわたつて、親切委員その他受田委員等からも御発言があり、私も全力を尽くして努力をいたしましたことは御承知のとおりでございます。一たん休憩をいたしまして理事会を開いたのもそのためでございます。しかし、残念ながら御出席を得なかつたことは本場に遺憾でございます。

さらにまた、ただいまのように連合審査、参考人の招致等の御提案もございましたけれども、すでに先ほど来委員各位と政府側との質疑応答によりまして、この問題については時間的制約上それが不可能であるということも、私は非常に残念ながら事実であるかと存じます。

○新井委員 私は、このような委員会運営については、いろいろな問題から見て、これはもう当然われわれは認めるわけにいかぬ、このように思ひわけでございます。したがって、きょう急いで採決する必要はない、こういうぐあいに思ひわけでございますが、その点いかがですか。

○正示委員長 先ほど来政府側と委員各位との質疑応答でも明らかとなり、本日はすでに時間的な制約は最後の段階に来ておるかと思ひます。私どももいたしましてはどうしてもこれを採決せざるを得ないことを遺憾ながらはつきりと申し上げざるを得ないのであります。(発言する者あり)

○新井委員 私自身も質問をするならまだ幾らでもあるわけですね。しかし先ほど申し上げましたように、実際問題の具体的な例というふうな問題についてやはり町長さんから現実にもう一度よく確認をする、そういう問題点も多々こつちも調査をしたわけでございますし、これはきょうのみならず、これから委員会を当然続行すべきである、このように強く申し上げます。

○鈴切委員 委員長、このようにして社会党も共産党も出席されない状態の中であつて、慎重審議と言つても、しよせんは二つの政党的意見は反映されない。それは沖縄の声が反映されないことになるわけですね。私も一党が、それも一人が質問をしただけにどまつて、あとまだ二人ですからね。そういう意味において、これから社会党並びに共産党の方々を呼ぶ努力をされて、そして審議を続行していただきたいのです。そのように要望しますけれども、委員長はどうお考えですか。

○正示委員長 鈴切委員にお答えを申し上げます。

すでに御承知のとおり最大限の努力をいたしました。が、実は結ばなかつたことはきわめて残念でございます。すでにその時刻も過ぎておるようでございますので、私としては遺憾ながら御要望に沿ひかねる次第でございます。

○鈴切委員 慎重審議をやるということは委員長の約束であつたはずですね。ところがこのようにしてきょう採決をしなくてはならないということ、これは慎重審議にならぬのですよ。二党が欠席のまま、そして全野党あるいは三党共同提案に係るところの地籍明確化の問題についても、われわれはもつと言わなくてはならない問題があつたわけですね。にもかかわらず、これをあえて委員長がきょう採決をするということであれば、私どもはその採決には参加ができませんからね。その点についてはつきり申し上げておきますから。

○正示委員長 で、ただ御参加をいただきたいと思ひます。

○鈴切委員 それはできません。はつきり。私どもは、このように慎重審議をしなくてはならないこの場所において、質疑を打ち切るつもりです。

○正示委員長 質疑を打ち切る——私がそういう意味はございませんが、時間がすでに相当経過しておる、こういうことでございまして。

○鈴切委員 いやなら、ぜひ社会党それから共産党を呼ぶ努力をされませんか。

○正示委員長 先ほど十分いたしたわけでありま
す。

○鈴切委員 さらにまたやる気持ちはございませ
んか。

○正示委員長 すでにその時間的余裕はないと考
えております。

○鈴切委員 それでは、われわれはあと二人を残
して慎重審議をやるというのに、要するに公聴
人あるいは総理、そういうふうな手続も全部省く
つもりですか。呼ばないですか。地元の人参考人も
呼ばないのですか。

○正示委員長 遺憾ながら私はきょうはもうその
限界に来ておるということを申し上げざるを得な
いのであります。

○鈴切委員 では私どもは退席せざるを得ませ
ん。

○正示委員長 大変残念であります。

受田新吉君。

○受田委員 いま公明党の議員も退席をされたわ
けですが、まだ時間は、本日十二時まで一時間数
十分あるわけでございますが、委員長におかれま
して、この歴史的な法案が審査の最終段階で、残
された時間を、さらにいまだ一度社共両党の諸君に
も強く呼びかけていただいて、ちょっとの時間でも
いい、一言質問をしてもよろしいものか。
先ほどから委員長の御発言はよくわかりました。私
も先ほどからこの提案をして委員長の努力を認め
ておるのでございますが、この時点においてな
お残された時間を有効に使う道はないものかとい
うことが一つです。

同時に、この法案の審査には、すでに現地視察
以来何回か各党の責任者たちが会合をしまして、
事実上の審査が相当の回数に上っておりますとい
うことは私認めます。同時に、できるだけ各党の意見
調整をして現地沖縄県民の皆様にお報いして、
さつきから私の質問でも申し上げました長い御苦
勞を埋めておつりができるぐらいにお手伝いをし
たい、この気持ちを持ってやってきたわけござい
ますが、その点におきましては、審査というもの

についてはその回数においては代表者同士の話し
合いは相当な回数に上っております。ただ、公式
のこの委員会の開催がきょう一日であったという
ことでありますが大変残念でございますが、けさ
早くからやればこれは非常に量の多い質疑応答が
できたのでございしますが、残念でした。ただ一
言でもこの残された二党がここで質問をしてくれ
るならば、私たちさらにこの上ない満足があるわ
けでございますが、いまの段階では万策尽きて
打つ手なしということかどうか、この点を確認を
させていただきます。

○正示委員長 受田委員にお答えを申し上げま
す。

すでに先ほど鈴切委員にお答えをいたしました
とおり、また新井委員にもお答えをいたしました
とおり、受田委員その他の御協力を得て、社会党、
共産党の委員の御出席方についてはすべてを尽く
したわけでありまして、万策尽きたというところ
でございますので、御了承を願いたいと存じま
す。

これにて両案に対する質疑は終了いたしましたし
た。

○正示委員長 この際、木野晴夫君、受田新吉君
及び中川秀直君から、内閣提出の沖縄県の区域内
の駐留軍用地等に関する特別措置法案に対する修
正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。木野晴夫君。

沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措
置法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○木野委員 ただいま議題となりました修正案に
つきまして、自由民主党、民社党及び新自由クラ
ブの各派を代表して、その趣旨を御説明申し上げ

ます。
案文はお手元に配付してありますので、朗読は
省略させていただきます。

本案は、沖縄県における位置境界不明地域の位
置境界明確化等に資するため、所要の措置を講ず
るとともに、沖縄県における公用地等の暫定使用に
関する法律の暫定使用期間を五年間延長するもの
であります。

何とぞ御賛成をお願いいたします。(拍手)

○正示委員長 これにて修正案についての趣旨の
説明は終わりました。

本修正案に対する質疑の申し出もありませんの
で、この際、国会法第五十七条の三により、内閣
に意見があればこれを許します。三原防衛庁長官。
○三原防衛大臣 沖縄県の区域内の駐留軍用地等
に関する特別措置法案に対する議員修正について
は、政府としては事情やむを得ないものと考えま
す。

○正示委員長 これより沖縄県の区域内の駐留軍
用地等に関する特別措置法案及びこれに対する修
正案を一括して討論に入るのでありますが、討論
の申し出がありませんので、これより本案及びこ
れに対する修正案について採決いたします。

まず、木野晴夫君外二名提出の沖縄県の区域内
の駐留軍用地等に関する特別措置法案に対する修
正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○正示委員長 起立議員。よって、本修正案は可
決いたしました。(拍手)

したがって、政府原案は、本修正案のとおり修
正議決すべきものと決しました。

なお、ただいま修正議決いたしました法律案に
関する委員会報告書の作成等につきましては、委
員長に御一任願いたいと存じますが、これに賛成
の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○正示委員長 起立議員。よって、さよう決し
ました。

〔報告書は附録に掲載〕

○正示委員長 次回は、明日火曜日午前十時理
事会十時三十分から委員会を開会することとし、
本日は、これにて散会いたします。
午後十時二十一分散会

沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別
措置法案に対する修正案

沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措
置法案の全部を次のように修正する。

沖縄県の区域内における位置境界不明地域
内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関
する特別措置法

〔目的〕

第一条 この法律は、沖縄県の区域内において位
置境界不明地域が広範かつ大規模に存在し、関
係所有者等の社会的経済的生活に著しい支障を
及ぼしていることにかんがみ、その位置境界不
明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化のた
めの措置等の緊急かつ計画的な実施を図り、も
つて沖縄県の住民の生活の安定と向上に資する
ことを目的とする。

〔定義〕

第二条 この法律において「位置境界不明地域」
とは、沖縄県の区域内において、太平洋戦争に
よる破壊又はアメリカ合衆国の軍隊の行為によ
つて、土地の形質が変更され、又は土地登記簿
及び地図が滅失したことにより、各筆の土地の
位置境界が明らかでないこととなつた土地が広
範に存在する地域として、政令で定めるところ
により、沖縄開発庁長官又は防衛施設庁長官が
指定したものをいう。

2 この法律において「実施機関の長」とは、位置境界不明地域内の土地のうち、駐留軍用地等以外の土地については沖繩開発庁長官をいい、駐留軍用地等については防衛施設庁長官をいう。

3 前項に規定する駐留軍用地等とは、位置境界不明地域内の土地のうち、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の際沖繩県の区域内においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供されていた土地で、引き続き、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定に従い駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）の用に供され、又は自衛隊の部隊の用に供されたもの及びこれらの土地が存する市町村の区域内の町又は字（大字を除く。）の区域（以下「字等の区域」という。）内の土地で、これらの土地以外のものをいう。

（位置境界明確化のための計画等）

第三条 実施機関の長は、位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化のための措置に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画は、昭和五十二年度からおおむね五年の間に位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界が明らかとなることを目途とした内容のものでなければならない。

3 政府は、第一項の計画の達成に必要な措置を講ずるものとする。

4 沖繩県及び関係市町村は、位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化のための措置について協力しなければならない。

（実施機関の長の協議）

第四条 沖繩開発庁長官及び防衛施設庁長官は、位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化の方法及び時期その他前条第一項の計画の作成及び達成のために必要な事項について協

議しなければならない。

（地図の作成）

第五条 実施機関の長は、位置境界不明地域に係る市町村の境界及び当該市町村の区域内の町又は字の区域並びに位置境界不明地域に係る道路、河川、用排水路、墳墓、立木竹、石垣、井戸その他の位置境界不明地域について字等の区域内の各筆の土地の位置境界を明らかにするため参考となる物が現に存在し、又は存在した場所を記載した地図を速やかに作成しなければならない。

2 実施機関の長は、前項の地図の作成に当たっては、関係人から土地について事情を聴取するとともに、土地の調査その他の方法により、各筆の土地の位置境界を明らかにするための物その他の資料の発見に努めなければならない。

3 実施機関の長は、第一項の地図を作成しようとするときは、市町村の境界にあつては沖繩県知事及び関係市町村長と、市町村の区域内の町又は字の区域にあつては関係市町村長と、それぞれ協議しなければならない。

（地図の作成への協力）

第六条 位置境界不明地域内の土地の所有者は、前条第一項の地図の作成について、資料の提供その他の方法により協力しなければならない。

2 関係行政機関の長は、前条第一項の地図の作成について協力しなければならない。

（地図等の閲覧）

第七条 実施機関の長は、第五条第一項の地図を作成したときは、直ちに、総理府令で定めるところにより、当該地図並びにこれに関する写真及び書面を一般の閲覧に供するとともに、その旨を公告しなければならない。

（関係所有者の代表者の選出）

第八条 位置境界不明地域内の土地の所有者は、前条の公告があつたときは、当該公告のあつた位置境界不明地域に係る字等の区域（政令で定めるところによりこれを区分したときは、その区分した区域）ごとに、当該区域内の各筆の土

地の所有者（以下「関係所有者」という。）の過半数の同意により関係所有者のうちから代表者を定めなければならない。

2 前項の規定により代表者として定められた者は、総理府令で定めるところにより、その住所及び氏名その他総理府令で定める事項を実施機関の長に届け出なければならない。

（地図等の交付）

第九条 実施機関の長は、前条第二項の届出があつたときは、総理府令で定めるところにより、同条第一項の代表者に対して第五条第一項の地図並びにこれに関する写真及び書面を交付するとともに、その交付した旨その他政令で定める事項を公告しなければならない。

（関係所有者による位置境界の確認の協議等）

第十条 実施機関の長は、第五条第一項の地図並びにこれに関する写真及び書面を第八条第一項の代表者に交付したときは、関係所有者に対し、総理府令で定めるところにより、全員の協議により、同条第一項の区域内の各筆の土地の位置境界を確認するよう求めなければならない。

2 関係所有者は、前項の確認を求められた場合においては、全員の協議により、速やかに、第八条第一項の区域内の各筆の土地の位置境界を確認するよう求めなければならない。

3 関係所有者は、前項の規定による確認前に、政令で定めるところにより、第八条第一項の区域内の土地に関して所有権以外の権利を有する者の意見を求めなければならない。

（協議に対する援助）

第十一条 実施機関の長は、前条第二項の協議が行われる場合においては、第八条第一項の区域内の各筆の土地の位置境界を明らかにするための資料の提供、その所属の職員の手配その他当該協議が円滑に行われるために必要な援助を行わなければならない。

（位置境界の確認等）

第十二条 関係所有者は、第十条第二項の協議に

又は一部の位置境界（隣接する土地の間の境界について争いがある場合には、当該境界を除く。以下同じ。）が確認されたときは、総理府令で定めるところにより、全員で、実施機関の長に対し、その旨及び協議の内容を通知しなければならない。

2 実施機関の長は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る土地の所有者に対し、その通知に係る土地の位置境界を現地に即して確認するため立ち会ふべき場所及び期日その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由のある場合を除き、その通知に従い、その場所に立ち会つて、第一項の通知に係る土地の位置境界を現地に即して確認しなければならない。この場合には、実施機関の長は、その所属の職員を立ち会わせなければならない。

4 実施機関の長は、前項の規定により土地の位置境界が現地に即して確認されたときは、直ちに、その土地の位置境界を表示した図面及びその土地の地番、所有者その他総理府令で定める事項を記載した書面を作成し、これに、同項の規定により立ち会つた者に署名押印させなければならない。

（実施機関の長の勧告）

第十三条 関係所有者は、第十条第二項又は前条第三項の規定により土地の位置境界を確認しようとする場合において、必要があると認めるときは、書面をもつて実施機関の長に対し、当該土地の位置境界について勧告をするよう申し出ることができる。

2 実施機関の長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出に係る土地の位置境界について勧告をすることができる。

3 実施機関の長は、前項の規定により勧告をしたとき、あらかじめ、駐留軍用地等以外の土地にあつては沖繩位置境界明確化審議会、駐留軍用地等にあつては那覇防衛施設局に置かれる防衛施設地方審議会の意見を聴かなければならない。

ればならない。

(地籍調査に準ずる調査)

第十四条 実施機関の長は、第十二条第四項の書面により第八条第一項の区域内の各筆の土地の全部又は一部の位置境界が明らかとなつたときは、速やかに、当該土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成しななければならない。

2 前項の地図及び簿冊の様式は、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第二条第一項第三号の地籍調査に係る地図及び簿冊の例による。

3 国土調査法第七条及び第二十五条第一項の規定は第一項の規定による調査及び測量について、同法第十七条の規定は同項の規定により作成された地図及び簿冊について準用する。

(他人の土地への立入り)

第十五条 実施機関の長は、第五条第一項の地図の作成並びに前条の規定による調査及び測量のため必要があるときは、その所属の職員又はその指定する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 実施機関の長は、前項の規定によりその所属の職員又はその指定する者を宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しななければならない。ただし、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者又は関係人の請求があつたときは、これを提示しななければならない。

(土地の立入りに伴う損失の補償)

第十六条 実施機関の長は、前条第一項の規定による立入りに伴う他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しななければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、実

施機関の長と損失を受けた者とが協議しななければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、実施機関の長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(地図及び簿冊の取扱い)

第十七条 実施機関の長は、第十四条第三項において準用する国土調査法第十七条第一項の規定により閲覧に供された地図及び簿冊について同項の閲覧期間内に第十四条第三項において準用する同法同条第二項の規定による申出がないとき、又は同項の規定による申出があつた場合において、その申出に係る事実がないと認めるとき、若しくは第十四条第三項において準用する同法同条第三項の規定により修正を行つたときは、速やかに、同法第十九条第五項の国土調査の成果としての取扱いを申請しななければならない。

(地図及び簿冊の保管等)

第十八条 実施機関の長は、国土調査法第十九条第五項の規定による指定があつたときは、その指定に係る地図及び簿冊を保管し、一般の閲覧に供しななければならない。

2 実施機関の長は、前項の地図及び簿冊の写しを沖縄県知事及び関係市町村長に送付しななければならない。

(返還地の利用促進のための措置)

第十九条 政府は、沖縄県の区域内においてアメリカ合衆国の軍隊から返還された位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界が明らかとなつた場合において、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)による土地区画整理事業若しくは土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業又はこれらの事業に類する事業を実施しななければならない。これらの利用が困難である土地があるときは、これらの事業の推進のために必要な措置を講ずるものと

する。

(土地又は建物等の買取りのための資金の融通等)

第二十条 政府は、位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界が明らかとなつた場合において、当該土地に所有者以外の者が建物その他の工作物を設置しているときは、当該土地の所有者から当該土地の買取りの申出を受けた当該土地に建物その他の工作物を設置している者又は当該土地に建物その他の工作物を設置している者から当該土地の買取りの申出を受けた当該土地の所有者に対して、必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

(土地の交換等のあつせん)

第二十一条 政府は、位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界が明らかとなつた場合において、当該土地の所有者がその所有に係る土地とその他の所有に係る土地以外の土地との交換又は買換えを希望したときは、当該交換又は買換へのあつせんに努めなければならない。

(財政措置等)

第二十二条 国は、第三条第一項の規定により沖縄開発庁長官が定めた計画に係る位置境界不明地域内における政令で定める公共施設の整備について、政令で定めるところにより、関係地方公共団体に対し、必要な財政措置を講ずるものとする。

2 国は、前項に規定する位置境界不明地域内における政令で定める公共施設の整備で他の法令の規定により当該公共施設の管理を国が行うこととされているものについて、その促進を図るものとする。

(返還地の原状回復)

第二十三条 那覇防衛施設局長は、第三条第一項の規定により防衛施設庁長官が定めた計画に係る位置境界不明地域内の土地(その所有者との合意により駐留軍又は自衛隊の用に供されていた土地に限る。)が駐留軍又は自衛隊から返還され

た場合において、当該土地を原状に回復することが著しく困難であるとき、又は当該土地を原状に回復しないでもこれを有効かつ合理的に使用することができるものと認められるときは、その所有者の同意を得て、その土地を原状に回復しないで、その所有者に返還することができる。

2 前項の場合においては、土地の所有者及び関係人の受ける損失は、補償しななければならない。

(駐留軍等が使用している土地の買入れ)

第二十四条 国は、政令で定めるところにより、第三条第一項の規定により防衛施設庁長官が定めた計画に係る位置境界不明地域内の土地で駐留軍又は自衛隊の用に供されているものの所有者が、当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。

(事務の委任)

第二十五条 この法律の規定により沖縄開発庁長官又は防衛施設庁長官の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長又は沖縄県知事に委任することができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に那覇防衛施設局長、沖縄県知事又は位置境界不明地域内の土地の所有者がした行為で、第五条、第九条、第十条又は第十二条第一項から第三項までの規定による行為に相当するものは、それぞれ、これらの規定によりされたものとみなす。この場合において、この法律の施行前に第十二条第一項の規定による通知に相当する通知があつたときは、第七条又は第九条の規定による公告は、することを要しない。

(この法律の施行の際位置境界が明らかな土地についての措置)

3 この法律の施行の際沖縄県の区域内の土地

で、現地調査書（現地における調査の結果を記載した書面で、その内容について字等の区域内の土地の所有者の全員が同意したものをいう。以下同じ。）によりその位置境界が明らかとなつてゐるものについては、第十四条から第十八条までの規定を準用する。ただし、当該現地調査書に記載された現地調査の結果に基づき土地の表示に関する登記がされた土地については、この限りでない。

（防衛庁設置法の一部改正）

4 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第

号）による駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関する事

第五十五条中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 那覇防衛施設局に置かれる防衛施設地方審議会は、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法第十三条第三項の規定による防衛施設庁長官の諮問に応じ、意見を述べる事ができる。

（沖縄開発庁設置法の一部改正）

5 沖縄開発庁設置法（昭和四十七年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第号）による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関

すること。

第五条第二項中「同条第五号」の下に「及び第六号」を加え、「同条第六号及び第七号」を「同条第七号及び第八号」に改め、同条第三項中「及び同条第五号」を「同条第五号」に改め、「（限る。）」の下に「及び前条第六号に掲げる事務（沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法第二十二条の規定に係るものに限る。）」を加える。

第九条第一項第一号中「及び第八号」を「第六号及び第九号」に改める。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（沖縄位置境界明確化審議会）

第十二条 総合事務局に、附属機関として、沖縄位置境界明確化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法第十三条第三項の規定による沖縄開発庁長官の諮問に応じ、意見を述べる事ができる。

3 審議会の組織、委員の任命その他の事項については、総理府令で定める。

（沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律の一部改正）

6 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律（昭和四十六年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「五年」を「十年」に改める

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、約八十七億円の見込みである。

内閣委員会議録第八号中正誤

ページ	段 行	誤	正
五二	七	手当宿屋	手当、宿屋
三一	末五	実	実
三二	三	野本説明員	野本説明員
三三	二	陸下	陸下
三六	二	陸下	陸下
三七	一	したがいまして	したがいまして
三六	一	いうものを少し	いうものに少し
同	第九号中正誤		
ページ	段 行	誤	正
三一	一	井原政府委員	出原政府委員
同	第十一号中正誤		
ページ	段 行	誤	正
三三	二	その批准を	その水準を